

大田市男女共同参画年次報告

(令和5年度具体的施策推進状況)

島根県大田市

本書は、大田市男女共同参画推進条例
第14条に基づく年次報告書です。

I 施策の推進状況

- I あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり…………… 1
- II 安心・安全なくらしの実現…………… 1
- III 男女共同参画の推進に向けた基盤づくり…………… 2

II 具体的施策の実施状況

- 1 令和5年度実施状況…………… 3

資料編

- 1 大田市男女共同参画推進条例…………… 4 6
- 2 大田市男女共同参画推進委員会規則…………… 4 9
- 3 大田市男女共同参画推進本部設置規程…………… 5 0
- 4 各種審議会等女性の参画状況調べ…………… 5 1
- 5 大田市男女共同参画計画の体系…………… 5 4

I 令和5年度実施の推進状況

だれもが住みやすく、安心して暮らすことができる“人権尊重のまちづくり”を推進していくためには、これまでの社会の仕組みや慣行にとらわれることなく、男女が互いの人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して取り組むことが重要です。「第3次大田市男女共同参画計画」の初年度である令和5年度は、男女共同参画を推進していくために、家庭・地域・職場・教育現場のあらゆる場面・分野での取り組みの充実を図りました。

基本目標Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり（女性活躍の推進）

政策・方針決定過程における男女共同参画の推進については、各種審議会等における女性の参画率の目標値40%及び女性委員「ゼロ」脱却を目指し、積極的な働きかけを行いました。令和5年4月1日現在の女性委員の割合は35.9%で、徐々に増加していますが、目標とする40%には届いていません。引き続き、審議会等の新設や委員改選の際には女性の登用について積極的な働きかけを行います。

地域活動においては、まちづくりセンター等において人権・同和教育講演会、親学講座を開催し、女性の人権をはじめとした様々な人権課題について考えるきっかけとなりました。

子育て世代に向けた支援の充実として、保育所における「延長保育」や幼稚園の「預かり保育」などの実施、「放課後児童クラブ」への支援など、男女ともに子育てと仕事を両立できるよう、きめ細かな子育て支援サービスの提供に努めました。

社会全体のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様で柔軟な働き方の導入や、男性の家庭や地域への参画並びに子育て支援等について、関係機関と連携して啓発や周知に取り組みます。

基本目標Ⅱ 安心・安全なくらしの実現

男女が互いを尊重する男女共同参画社会を形成するために、男女間におけるあらゆる暴力の根絶に務めました。暴力を断じて許さないという社会規範の醸成を図るため、広報紙などを活用した情報発信、人権意識を高めるための研修や啓発のための機会を継続的に提供しました。

DVや虐待、デートDV、さまざまなハラスメントなど、すべての暴力の防止に向けて、関係部署や関係機関との連携協力を図り、問題の早期発見・早期対応に努め、被害者支援の充実を図りました。

生涯にわたって健康を保持増進していくために、健康診断等の受診勧奨や、健康体力づくり市民大会の開催により、市民の健康づくり、体力づくりの機会を提供しました。

また高齢者、障がい者、外国人など社会的困難を抱えている人に向けた福祉サービスの周知、相談支援体制の充実により、安心して暮らせる環境づくりに務めました。

ひとり親家庭の支援については、公営住宅に係る優先入居などの支援を通じて、居住の安定を図りました。生活困窮者世帯の子どもをはじめとするすべての子どもを対象に「子どもと大人の交流の場づくり事業」を実施し、地域全体で子どもを見守っていこうという雰囲気を高めるきっかけとなりました。

防災分野では、職員の意識啓発のため、男女共同参画の視点を取り入れた防災に関する研修会を実施し、男女共同参画視点での防災体制づくりの必要性について、関係者が共通認識を持つことができました。今後は、自主防災組織等への女性の参画促進についても積極的に取り組み、女性リーダーの育成に努めます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画の推進に向けた基盤づくり

男女共同参画の正しい理解のためには、教育が大きな役割を果たしています。幼児教育では、子ども一人一人の性差や個人差に配慮しながら、固定的な性別による意識をうえつけないよう努めました。

小・中学校では、生徒会が中心となった人権集会、講演会、PTA 研修会等を実施し、男女平等の視点だけでなく、違いを認め合い、全ての児童生徒の人権が尊重されるような教育活動を行いました。また、教職員は、各種ハラメント・性の多様性、外国にルーツのある児童・保護者の支援等についての研修の開催により、人権意識の向上を図りました。

地域においては人権を考える市民のつどいを開催し、さまざまな人権課題について意識啓発を図りました。そのほか、毎月の広報紙やホームページなどを活用して人権意識の高揚を図りました。

今後も、「第3次大田市男女共同参画計画」に沿って、各種機関、市民の皆さんへ積極的に働きかけを行いながら、職場、家庭、地域、教育現場のあらゆる場面・分野で男女共同参画を推進していきます。

Ⅱ 令和5年度 具体的施策の実施状況

基本目標Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり（女性活躍の推進）

重点目標1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

① 具体的施策：市の審議会等委員への女性の参画推進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■市の審議会等の委員への参画率向上 ・各課へ各種審議会等における女性の参画状況調査を実施。 各種審議会等への女性の参画率 35.9%（前年 33.5%）	●前年より 2.4 ポイント増加。 ●審議会における女性の参画状況を調査することにより、各課において委員等の選任にあたって女性登用の動機付けを図った。 ★他市の取組も参考にしながら、女性委員等の登用について継続的に働きかけを行う。	人権推進課 関係各課
■女性委員「ゼロ」の脱却 ・各課に対し、各種審議会等における女性委員登用について文書で依頼を行った。 ゼロの審議会数 4（前年 5）	●女性委員等の積極的な登用について各課へ依頼することにより、選任の際の動機づけを図った。 ★他市の取組も参考にしながら、女性委員等の登用について継続的に働きかけを行う。	人権推進課 関係各課
② 具体的施策：市の外郭団体等への女性の積極的な参画推進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■市の外郭団体等へ女性登用の働きかけ ・女性団体との意見交換会に向け検討。	★開催に向けての十分な材料が得られなかった。 ★意識調査結果等を踏まえ、内容や方向性を検討する。	人権推進課 関係各課
③ 具体的施策：女性職員登用等の促進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■各種研修の参加等への支援 ・市町村アカデミーや国際アカデミー等の研修について、全職員向けに案内している。	●研修を通じて市職員としての能力を向上する機会となっている。 ★多様化する住民ニーズに即した市町村行政推進のため、今後も各種研修の受講を促進し、研修を通じて市町村職員の能力の向上を図る必要がある。	人事課
■意欲と能力に応じた適材適所の人員配置 ・女性職員の昇任（令和5年4月1日付定期人事異動） 1. 女性職員数 154名 2. 昇任総数 9名	●係長級以上の役職に占める女性職員の割合は年々増加しており、女性職員の政策立案への参画を推進。 ★部長、課長級の役職への女性職員の登	人事課

<p>(課長級1名、課長補佐級3名、係長級5名)</p> <p>3. 役職ごとの人数 (令和5年4月1日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>部長級</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>17名</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>43名</td> </tr> </table>	部長級	0名	課長級	4名	課長補佐級	17名	係長級	43名	<p>用を進めている。政策形成能力の向上や意識醸成に向けた研修等への参加を促し、より一層、女性職員の政策立案への参画に取り組む。</p>	
部長級	0名									
課長級	4名									
課長補佐級	17名									
係長級	43名									

2) 各種機関、団体、企業等への女性の参画の推進

① 具体的施策：地域における女性の参画の推進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■まちづくりセンター長、PTA 会長、自治会長等の女性の参画について啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 各課に対し、各種審議会等における女性委員登用について文書で依頼を行った。 実施無し PTA会長または副会長に、女性が選出されるような仕組みづくりを行っている。 PTA規約や投げかけにより、PTA役員を男女の別なく担当してもらっている。 実施無し 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性委員等の積極的な登用について各課へ依頼することにより、選任の際の動機づけを図った。 ★各地域のまちづくりセンター運営委員会で、任期、改選時期、委員の選任等を委ねており、それぞれに対して啓発は難しい。 ●毎年、女性の方にも役員を引き受けてもらっているため、PTA活動への女性の参加が促進され、男女比のバランスが良くなっている。 ●女性の意見がPTAの運営に多く反映されている。 ★男女共同参画の意識が高くなり、互いの意見が尊重されるように配慮する雰囲気醸成されている。 ★今後も男女の隔たりのない活動を継続させたい。 ★市PTA会長は今年度女性が担当している。PTA活動においては、母親の参加が多く、女性が積極的に関わっている。 ★自治会ごとで任期、改選時期、役員の選考方法が異なり、それぞれの自治会に対して啓発は難しい。 	<p>人権推進課</p> <p>まちづくり定住課</p> <p>学校教育課</p> <p>総務課</p>
② 具体的施策：企業、団体等への女性の参画の促進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■企業や団体等へ女性の参画について啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁内デジタルサイネージにて「女性の起業支援事業」や「男女共同参画推進事業」などの掲示を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ★意識醸成に繋がる啓発活動（ポスター掲示、チラシ等の配布）を行っていききたい。 	<p>総務課</p>

<ul style="list-style-type: none"> 石見大田公共職業安定所との共催により「公正採用選考推進セミナー」を開催。(8/22) 参加企業：25社(30名) 	<ul style="list-style-type: none"> ●セミナーにおいて女性参画に関連する制度の周知を図り、啓発活動に取り組んだ。 ★引き続き啓発活動に取り組み、意識の向上を図る。 ★企業訪問の際等に啓発を行いたい。 	<p>人権推進課 産業企画課</p>
--	---	------------------------

3) 女性の人材育成

①具体的施策：地域リーダーの育成		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■しまね女性センターと連携し講演会やセミナーを開催</p> <ul style="list-style-type: none"> しまね女性センター主催「あすてらすフェスティバル 2023」(6/10) 共催(延べ参加者 600人) 映画上映会「サンドラの小さな家」 講演会「人生は挑戦～性別、年齢を超えて自分らしく輝く～」講師：若宮正子さん しまね女性センター主催「DVに関する県民公開講座」(11/14) 共催(大田会場参加者 9人) オンライン講演会「デジタル性暴力を考える～広がるDV・デートDVの手口～」講師：金尻カズナさん しまね女性センター主催あすてらす国際女性ウィーク(3/2～3/16) 共催(延べ参加者 250人) 講演会「不調や悩みを後回しにしない！心とからだの守り方」講師：西山和枝さん 記念映画上映「SHE SAID/シー・セッド その名を暴け」 サンレディーフェスタ記念講演会(1/27～1/28) (講演会 100人) 講演会「男女共同参画社会と若い世代のジェンダー意識」講師：豊田知世さん 地域に向けた男女共同参画推進事業「うちのルールで家庭円満」(10/21) 共催(参加者 29人) 講演会「ジェンダーの今昔を知る」講師：中村圭さん サポーターの寸劇とワークショップの開催 男女共同参画の講演会や講習会が開催された。 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協力、連携してイベントや講演会を開催することができた。 ●男女共同参画の実現に向け、意識の向上を図ることができた。 ★引き続き、関係機関や団体、サポーターと連携して啓発活動に取り組む。 ★あらゆる場面、媒体を活用し、積極的な啓発活動、情報発信に努める。 ★市独自の講演会や研修会なども開催できるよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ●講演会を通じ、男女が共に助け合う社会構築に向けた意識づけにつなげることができた。 ★講座等の内容がマンネリ化しないよう、定期的に内容の見直しを行う。 	<p>人権推進課</p> <p>産業企画課</p>

<p>■まちづくりセンター等の事業を通じて、高齢者の活躍の推進や、まちづくりを担う人材の育成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会を実施（2回、延べ90人参加あり） ・研修会を開催し、他市コミュニティセンターの実践発表で住民の特技や可能性を引き出す取り組みを聴講した。 ・昔の公民館の動画を鑑賞し、今の活動事業をグループワークで振り返る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域づくりを行ううえでは、一人ひとりの人権が性別にかかわらず尊重され、個々の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は必要不可欠である。研修会をとおして一人ひとりの住民の個性や特技がまちづくりに活かされ、各種団体と連携・共創しながらまちづくりを進めることの大切さを再認識するきっかけとなった。 ★まちづくり・リーダー研修会実施。今後も、創意工夫をしながら、一人でも多くの地域住民等が地域づくりや人権について考えるきっかけとなる機会を提供していくことは必要である。 	<p>まちづくり定住課</p>
--	--	-----------------

<p>②具体的施策：女性の社会参加促進のための情報提供</p>		
<p>実施状況</p>	<p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p>	<p>所管課</p>
<p>■女性の人材育成に関わる各種学習会研修会の開催の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね女性センター主催「女性のスキルアップセミナースキルアップ編」（8/23,9/20,10/18）共催 研修会「職場での影響力向上～わたしたちのことは、わたしたちも関わって決める！～」講師：竹本記子さん、沖本るり子さん、大澤貴子さん ・しまね女性センター主催「女性のスキルアップセミナーレベルアップ編」（12/14）共催 研修会「仕事と人生を豊かにする6つの法則」講師：山本幸美さん ・チラシの設置、ポスターの掲示などにより広く周知を図った。市職員からの参加もあった。 ・女性人材のキャリアアップ講座や女性管理職の研修会について、チラシの掲示を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員だけでなく、市民に向けて情報提供や案内を行った。 ★周知の手法などを工夫し、広く市民に向けて情報提供を行う。 ★市独自の学習会や研修会なども開催できるよう努める。 ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う。 	<p>人権推進課</p> <p>産業企画課</p>

<p>③具体的施策：人材育成のための支援の充実</p>		
<p>実施状況</p>	<p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p>	<p>所管課</p>
<p>■関係機関と連携しスキルアップ講座等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施無し 	<ul style="list-style-type: none"> ★女性の起業促進を図りたい。 	<p>産業企画課</p>

重点目標2 職場・家庭・地域活動における男女共同参画の推進

1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解増進と定着

① 具体的施策：固定的な性別役割分担意識の払拭のための啓発促進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■「男女共同参画サポーター」と連携した啓発活動・情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビにて、国の男女共同参画週間及びキャッチフレーズのPRを行った。 あすてらすフェスティバルにおいて、ブースを設けて展示を行った。 地域に向けた男女共同参画推進事業「うちのルールで家庭円満」（10/21）共催（参加者29人） <p>講演会「ジェンダーの今昔を知る」講師：中村圭さん サポーターの寸劇とワークショップの開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●教育、仕事、結婚、子育て、介護など暮らしにおけるジェンダーの今昔を知り、男女共同参画の基本を理解してもらえた。 ★引き続きサポーターや関係機関との連携を強化し、積極的な啓発活動に取り組む。 	人権推進課
<p>■しまね女性センターと連携し講演会やセミナーを開催【再掲】</p> <p>※重点目標1 3) 女性の人材育成①と同じ</p>		
<p>■まちづくりセンター等において人権・同和教育講演会、親学講座等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 18会場、19回開催、延べ451人参加 <ul style="list-style-type: none"> 親学講座を開催することで、保護者に子育ての捉え直しの機会を提供した。 家庭教育支援のための親学講座 6回開催 101人参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●ジェンダーの今昔を取り上げたテーマや、人権に関わる様々なテーマ（外国人、障がい者、性的少数者、災害と人権、子どもの人権等）で研修会を開催し、改めて人権や差別に対して考えるきっかけとなった。 ★継続実施するとともに、市全域での取組が必要である。 ●親学講座を通じて保護者同士の交流や子育てへの思いを共有することによって、保護者同士のつながりや子育てに対する気づきを促すことができた。 ★継続実施することで効果の定着を図る。講座内容について、開催希望団体との綿密な打合せにより、既存のプログラムに縛られない柔軟なプログラムを提供していく。 	まちづくり定住課 社会教育課

②具体的施策：家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■まちづくりセンター等において人権・同和教育講演会、親学講座等の開催【再掲】</p> <p>■「男女共同参画サポーター」と連携した啓発活動・情報発信【再掲】</p> <p>※重点目標2 1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解促進と定着①と同じ</p>		

2) 子育て世代に向けた支援の充実

①具体的施策：子育て支援の充実		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■男性の育児休業等取得者の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を統合し、新特定事業主行動計画を策定している。 R5年実績 男性職員の配偶者出産休暇取得率：53.8% 男性職員の育児休業取得率：69.2% 男性職員の育児参加休暇取得率：15.4% 	<p>●育児休業など休暇を取得しやすい職場づくりにむけ、制度の周知、上司からの働きかけや取得者からの情報発信を行ったことで男性職員の育児休業取得者が増加した。</p> <p>★今後も継続的な発信が必要。</p>	人事課
<p>■保育所における延長保育、病児・病後児保育等の特別保育事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な保育サービスの提供に努めた。 保育園における特別保育事業の実施 延長保育（11ヶ所）、一時保育（16ヶ所）、休日保育（1ヶ所）、 病児・病後児保育（体調不良児対応型5ヶ所・病後児対応型1ヶ所） 	<p>【利用件数】（年間延べ） 延長保育 2,832件 一時保育 1,023件 休日保育 138件 病児（体調不良児対応型）430件 病後児 27件</p> <p>★サービスの実施により、男女ともに働きやすい環境の形成に一定の効果があつた。</p> <p>★延長保育の時間が園ごとに違うなど実施内容には差があるが、今後も充実に努めていくことが必要である。</p>	子ども保育課
<p>■放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブ 市内放課後児童クラブ数 15ヶ所 地域子育て支援センター事業 育児不安等に対する相談指導、子育てサー 	<p>★放課後児童クラブのニーズは高く、引き続き放課後の適切な遊びや生活の場の提供に努めていきたい。また、ニーズは高いが、小学校再編もあり、クラ</p>	子ども保育課

<p>クル等への支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を市内3か所で開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポートセンター事業 委託先：社会福祉法人大田保育センター <p>【利用者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブ 5,353人（年間延べ） 大田子育て支援センター 2,240人（年間延べ） 仁摩子育て支援センター 442人（年間延べ） 温泉津子育て支援センター 31人（年間延べ） ファミリーサポートセンター事業 157人（年間延べ） 	<p>ブにおいても今後のあり方について検討が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★子育て支援センターでは、在宅の子育て親子に対する子育て相談や育児支援、育児サークル育成を行っており、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、利用者が前年度より増加している。保護者交流、情報交換の場ともなっている。 ★ファミリーサポートセンター事業は、延べ利用人数は減少しているものの、保育園・放課後児童クラブでは対応困難な支援への対応が可能であり、引き続き実施する必要性がある。 	
<p>■幼稚園における「預かり保育」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 預かり保育では、教育時間後も家庭の事情により緊急的または一時的に保育を必要とする園児等を対象に実施。 <p>【利用者数】：591人（年間延べ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の就労体系の多様化、家庭環境の変化に伴う保育時間の延長に対する需要に対応。 ★今後も継続する。 	学事・魅力化推進室
<p>■放課後子ども教室の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内校区単位で放課後子ども教室を実施（4か所 5教室） 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の実情を踏まえながら実施した。地域の協力を得ながら様々な体験活動を通し、子どもたちの安全安心に過ごせる居場所の確保と子どもたちの豊かな人間性を育む一助となった。 ★放課後児童クラブへの移行での減少、子どもの減少及び子ども教室スタッフの確保の問題から教室数が減少傾向にある。 	社会教育課
<p>■ひとり親家庭への援助体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子父子相談員1名配置 ひとり親家庭の様々な相談（就労支援、経済的な相談など）に対応するため、母子・父子自立支援員を1名配置している。 <p>【年間相談件数】 177件</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校における就学援助事業の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ★相談範囲が年々広がっており、今後も継続して人員を配置する。 ●就学援助事業により保護者の経済負担の軽減。 ★今後も継続する。 	子ども保育課 学事・魅力化推進室
<p>■妊産婦面接、乳幼児相談、乳幼児健診、予防接種、離乳食教室等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠届時の妊産婦面接、新生児訪問を年間通して全数実施。 乳幼児相談、乳幼児健診、妊産婦乳幼児家庭訪問、予防接種、離乳食教室等を継続して定期実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援の必要な妊産婦の早期支援につながった。 ●乳幼児相談は新生児の全数訪問により、参加者が増加し、気軽に相談できる場として周知されつつある。 	子ども家庭支援課

<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防に留意し事業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児健診で声かけをすることで、離乳食教室、育児教室への利用にもつながっている。 ★乳幼児相談、育児教室、離乳食教室の周知を実施し、相談しやすい体制を継続していく。 	
<p>■母子保健推進員による妊婦支援の充実、こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健推進員による妊婦支援、こんにちは赤ちゃん訪問事業による家庭訪問、地域での育児サークルの開催。感染症予防に留意し事業を行った。 ・地域で子育てをする中で、身近な相談役として支援を継続して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●就労妊婦も多く妊婦への面談件数は減少しているが、妊娠期からの早期介入をすることで、産後の不安軽減につながっている。 ●母子保健推進員研修会を通じて、育児不安の軽減に関する研修や訪問時に活用できる研修を実施し、スキルアップを行った。 ★就労している妊婦が多く、母子保健推進員と連絡がとれないことがあるが、妊娠中からの関りが重要であり支援を継続する。 	子ども家庭支援課
<p>■一般不妊治療費等の助成制度の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：大田市内に住所を有する夫婦 ・助成対象及び助成額： ①不妊症治療費…一般不妊治療・生殖補助医療の保険適用の治療費に対し、上限 30 万円/年 ②不育症治療費…治療費に対し、上限 5 万円 /一治療期間 	<ul style="list-style-type: none"> ●申請者 24 人（新規申請 15 人、継続申請 9 人） ●年度内の妊娠届出は申請者数のうち 12 件 ★不妊治療の保険適用に伴い、一般不妊治療に加え、生殖補助医療も助成対象とした。また不育症治療に対しての助成も開始し制度を拡大した。 ★妊娠、出産を望む夫婦に助成事業についての情報が届くよう、助成事業の住民周知及び医療機関周知を継続する。 	子ども家庭支援課
<p>■子育ての不安軽減等のための相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産後の早期支援に繋げるため、妊娠後期に妊婦の心身の健康状態、心配事の把握等を行う「妊娠期からの支援強化」を実施。 ・支援が必要なケースについては、妊娠期から関係機関と随時情報共有しながら支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●R4.2 から子ども家庭総合支援拠点を立ち上げ、児童虐待等に係る専門的な相談対応や継続的な支援、関係機関（医療・福祉・教育等）との横断的な連携を図る体制となった。 ●相談内容に応じた関係機関へのつなぎ、対応、個別ケース会議等を実施した。 ●産前、産後の育児不安・負担の軽減を図ることができた。 ★母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点では双方に相談窓口があり、切れ目のない相談体制を整えている。令和 6 年 4 月には機能を 	子ども家庭支援課

	<p>統合し、大田市こども家庭センターを設置。引き続き、育児不安や虐待防止等の早期発見・早期対応の充実を図る。</p>	
<p>■結婚から子育てまで切れ目なく相談できる窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出時面接より、支援が必要なケースを把握し関係機関と随時情報共有しながら支援を実施。 母子健康包括支援センター「おおだっこ」にて、切れ目ない支援を実施。 R5.2月からは経済的支援と一体的に伴走型相談支援を行う「妊娠・出産応援事業」を実施した。 <p>・R元年10月1日から結婚支援相談員を配置。結婚を望む独身男女の出会いの場（イベント1回）や、マッチング（無料相談会12回）の支援を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠届出時より子育てガイドを用い、妊娠中から産前・産後のサービスについて丁寧に説明を行うことで、不安の軽減に繋がった。 ●また支援プランが必要なケースについては、関係機関と連携をはかることで、妊娠早期からの支援が実施できている。 ●専用相談室「おおだっこ」にて相談対応することで、庁舎内でも相談しやすい体制をとることができた。 ★支援が必要なケースが増加しており、関係機関との切れ目のない支援を継続する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ●大田はぴこ会による無料結婚相談会の開催支援やチラシ等の配付を行ったほか、まちづくりセンターとはぴこ会を繋げて出張無料結婚相談会を実施するなど、出会いの場の創出に取り組めた。 ★婚活イベントの集客が難しい状況である。参加者の確保や、はぴこ・しまこの登録を促すための周知が必要である。 	<p>子ども家庭支援課</p> <p>まちづくり定住課</p>

3) 職場環境の整備

① 具体的施策：男女がともに安心して働き続けるための環境整備		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■母性保護に関する法律の遵守と理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出時、働いている妊婦に対し「母性健康管理指導事項連絡カード」の周知。 <p>・実施無し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業主への送付を希望する人は少ないが、妊娠届出時働く妊婦には各種制度の周知を図ることができている。 ★職場によっては、法律遵守が十分でなく、妊娠、出産による退職が発生しているため、マタニティハラスメントの防止等について職場への啓発が必要である。 ★周知の方法の検討を行う。 	<p>子ども家庭支援課</p> <p>産業企画課</p>

<p>■男性の育児休業取得に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を統合し、新特定事業主行動計画を策定している。 R5年実績 男性職員の配偶者出産休暇取得率：53.8% 男性職員の育児休業取得率：69.2% 男性職員の育児参加休暇取得率：15.4% 育児休業に関する講演会・相談会のチラシを掲示し、周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業など休暇を取得しやすい職場づくりにむけ、制度の周知、上司からの働きかけや取得者からの情報発信を行ったことで男性職員の育児休業取得者が増加した。 ★今後も継続的な発信が必要。 意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う。 	<p>人事課</p> <p>産業企画課</p>
<p>②具体的施策：介護サービスの充実</p>		
<p>実施状況</p>	<p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p>	<p>所管課</p>
<p>■介護保険制度やサービスの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度の概要については、あったかいね介護保険や介護保険サービスマップ、高齢者べんり帳の紙媒体の他、ホームページを活用し周知をおこなった。また、介護サービス維持・向上事業などの各種制度については、ホームページや広報紙、音声告知放送、ケーブルテレビ放送などを活用し周知を図った。 介護職場の魅力を発信する事業では、美容師や消防士から転職した人や介護支援専門員（ケアマネジャー）として働く方の生の声をケーブルテレビや YouTube で発信した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民に対して、介護保険制度やサービス内容等周知を図ることができた。 ●介護人材確保のため介護職場の魅力を伝えることができた。 ★積極的な情報発信と多様な手法を組み合わせるにより広報効果を向上させ、更なる市民への周知を図りたい。 	<p>介護保険課</p>
<p>■地域包括支援センターによる相談体制の強化と支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 事例共有・検討を定期的に行うことにより、職員のスキルアップを図った。 地区民生委員協議会の定例会への出席により民生委員との関係構築と情報共有を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携を深め、相談者に対する適切な支援を行うことができた。 ★関係機関との連携強化と職員の相談支援技術の向上を図るとともに、資格職の確保に引き続き取り組む必要がある。 	<p>介護保険課</p>
<p>③具体的施策：雇用の確保の体制づくり</p>		
<p>実施状況</p>	<p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p>	<p>所管課</p>
<p>■大田市無料職業紹介所の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 7件の職業紹介の相談を受付した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大田市無料職業紹介所を開設することにより、雇用確保の体制が整い、求人・求職のマッチングを行うことができた。 ★制度周知を徹底し、求人と求職のマッチングにつなげたい。 	<p>産業企画課</p>

<p>■高齢者の積極的な雇用に向けた周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し事業者向けセミナーを開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う。 	産業企画課
④具体的施策：企業における取組の促進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■男女雇用機会均等法の周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 石見大田公共職業安定所との共催により「公正採用選考推進セミナー」を開催。（8/22） 参加企業：25社（30名） 関連するパンフレット等を設置 <p>・男女雇用機会均等に関するパンフレットを掲示し、周知を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●セミナーにおいて女性参画に関連する制度の周知を図り、啓発活動に取り組んだ。 ●窓口にはパンフレット等を配置、市民に向けて周知を図った。 ★引き続き、関係機関や関係部署と連携し、意識向上に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う。 	<p>人権推進課</p> <p>産業企画課</p>
<p>■企業のポジティブ・アクション（積極的改善措置）の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 働きやすい職場環境づくりに関しての、チラシ・ポスターを掲示し、周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う。 	産業企画課
<p>■女性活躍推進法に関する情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の主催する、セミナー・説明会に関する周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う。 	産業企画課
⑤具体的施策：あらゆるハラスメントの防止		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■関係機関と連携したあらゆるハラスメント防止について周知・意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ハラスメント防止研修の開催。 OR5年実績 ハラスメント動画研修の実施 実施期間：令和6年2月26日～令和6年3月31日 <p>・石見大田公共職業安定所との共催により「公正採用選考推進セミナー」を開催。（8/22） 参加企業：25社（30名）</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連するパンフレット等を設置 <p>・啓発ビデオ、DVD、図書の貸出。</p> <p>・セクシュアルハラスメント・パワーハラス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ハラスメントについて、法律での定義など正しい知識を学び、その防止に向けた周知・啓発を行った。 ★動画視聴としたため視聴しているのかどうか不明な部分も多く、今後は対面研修も含めた研修方法の検討が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ●セミナーにおいて職場におけるさまざまなハラスメントについて周知を図り、事業所に対し啓発活動を行うことができた。 ★引き続き積極的な啓発活動に取り組み、意識の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ●人権意識の向上につながった。 ★継続して意識啓発の向上に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ●意識啓発につながったと見込まれる。 	<p>人事課</p> <p>人権推進課</p> <p>おおだふれあい会館</p> <p>産業企画課</p>

メント防止に関する、チラシやパンフレットを掲示し、周知を行った。	★周知の方法の検討を行う。	
----------------------------------	---------------	--

重点目標3 地域・農山漁村等における男女共同参画の推進

1) 農林水産業・自営商工業等における男女共同参画の推進

① 具体的施策：固定的な性別役割分担意識の払拭のための啓発		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■農林水産業・自営商工業等に従事する女性の地位向上に向けた意識啓発のための研修会の開催 ・実施無し ・実施無し	★企業訪問の際に実施を検討する。 ★引続き、農業の機械化、農業機械の高性能化により、女性オペレーター養成会等の実施が必要。	産業企画課 農林水産課
② 具体的施策：農林水産業及び商工業における女性の参画促進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■関係機関と連携し、女性の参画促進のための意識啓発の研修会の開催 ・実施無し ・実施無し	★女性による起業の促進を図りたい。 ★農林水産業においても、引続き女性参画組織の取組みについての意識づくりが必要。	産業企画課 農林水産課
■農林水産業等の各種審議会等への女性の参画促進 ・実施無し ・実施無し	★女性の参画に向けての取り組みを検討したい。 ★引き続き、専門家の派遣等により、女性の技術向上を図ることが必要。	産業企画課 農林水産課
■農業委員への女性登用等の促進 ・現委員45名（農業委員17名、農地利用最適化推進委員28名）のうち、女性委員3名（6.6%）令和6年2月改選による（任期：令和9年1月末まで）	●県内の女性委員で構成する「しまね農業委員会女性協議会」の会員として総会及び研修会に参加。他市町村の女性委員と意見交換等の交流を図っている。 ★今回の改選により、女性委員1名増。 ★令和9年2月の改選に向け、女性委員増の取組が必要だが、男女を問わず候補者が少ない状況が予想され、厳しい状況である。	農業委員会
■集落営農組織等への女性の参画促進 ・実施無し	●収穫時など女性が主体的に参加し協力した営農の推進が行えた。	農林水産課

	★女性が主体的に活動し参画する組織も増えた。引き続き、研修会の開催等により集落営農組織で女性が参画しやすい環境づくりや機運醸成に繋げていくことが必要。	
③具体的施策：女性の経済的地位の向上		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■大田市無料職業紹介所の充実【再掲】 ※重点目標2 3) 職場環境の整備③と同じ		
■農林水産業の女性技術者や担い手の育成 ・実施無し	★農業の女性技術者や担い手を目指す人材の育成に取り組むことが必要。	農林水産課

2) 地域活動における男女共同参画の推進

①具体的施策：広報等を活用した意識啓発		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■広報やホームページ等を活用した情報提供 ・毎月の広報紙において、人権推進課からの人権意識啓発用ページ「きずな」を確保した。 ・おおだふれあい会館やしまね女性センター等の各種催し物を、適時広報紙やホームページ等を活用し情報提供に努めた。 ・ホームページや広報を活用し、関連するイベント等について情報提供を行った。	●毎月広報紙の中に人権に関わるページを確保することで、市民の方に継続して読んでもらうことが出来た。 ●人権に関わる各種催し物を様々な媒体を通じて提供することで、より市民の目に触れることが出来た。 ★両者とも継続し実施していくことで、より市民への意識啓発への効果が期待される。 ●関連するイベント等について、さまざまな媒体を活用して周知できた。 ★一人一人の身近な問題として捉えてもらえるよう啓発活動の工夫と充実が必要である。	政策企画課 人権推進課
■男女共同参画の視点を踏まえた広報・ホームページの作成 ・毎月の広報紙の編集作業や日々のホームページを更新する中で、性差別や誤解を生むような表現になっていないか等、提出された原稿を精査した。	●毎年人権推進課、人事課等が行う職員研修の成果により、近年各担当課から提出される原稿で性差別につながるような表現はない。また、各担当課と広報・ホームページ担当課の2課でチェックをしているため、性差別につながるような表現での記載はない。 ★各担当課が直接ホームページを更新する場合には、政策企画課はその内容	政策企画課

<p>・「大田市人権に関する用語の言い換え」を全職員に周知し、必要に応じて言い換え語などで対応できるようにした。</p>	<p>を把握していないため、ホームページを適宜確認する必要がある。また、表現等のチェックをするだけでなく、男女共同参画が推進されるような働きかけを積極的にしていく必要がある。</p> <p>●日々変わっていく人権課題について、常に検証することができた。 ★継続的に研修を行い意識の向上を図る。</p>	<p>人権推進課</p>
<p>②具体的施策：地域における意識啓発</p>		
<p>実施状況</p>	<p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p>	<p>所管課</p>
<p>■「男女共同参画サポーター」と連携した啓発活動・情報発信【再掲】 ■しまね女性センターと連携し講演会やセミナーを開催【再掲】 ■まちづくりセンター等において人権・同和教育研修会、親学講座等の開催【再掲】 ※重点目標2 1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解促進と定着①と同じ</p>		
<p>■おおだふれあい会館において男女共同参画に関する学習会の開催 ・「女性×防災」を考える勉強会（11/7） 講師：（公財）しまね女性センター 漆谷佑美子さん 参加者：危機管理課、おおだふれあい会館、人権推進課職員</p>	<p>●男女共同参画視点での防災体制づくりの必要性について、関係者が共通認識を持つことができた。 ★引き続き、学習会の開催に取り組む。</p>	<p>おおだふれあい会館</p>

基本目標Ⅱ 安心・安全なくらしの実現

重点目標4 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

①具体的施策：市民への意識啓発		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■広報等を活用した人権意識を高めるための学習・研修機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の広報紙において、人権推進課からの人権意識啓発用ページ「きずな」を確保した。 ・おおだふれあい会館やしまね女性センターの各種催し物を、適時広報紙やホームページ等を活用し情報提供に努めた。 ・ホームページや広報を活用し、関連するイベント等について情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月広報紙の中に人権に関わるページを確保することで、市民の方に継続して読んでもらうことが出来た。 ●人権に関わる各種催し物を様々な媒体を通じて提供することで、より市民の目に触れることが出来た。 ★両取り組みとも継続し実施していくことで、より市民への意識啓発への効果が期待される。 ●関連するイベント等について、さまざまな媒体を活用して周知できた。 ★引き続きサポーターや関係機関と連携し、さまざまな場面を活用して啓発活動に取り組む。 ★一人一人の身近な問題として捉えてもらえるよう啓発活動の工夫と充実が必要である。 	<p>政策企画課</p> <p>人権推進課</p>
<p>■「女性に対する暴力をなくす運動」、「女性の人権ホットライン」等の周知と広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報おおだ、ホームページにて周知 ・音声告知放送において告知 ・DV（ドメスティックバイオレンス）および性暴力防止のチラシを関係機関へ配布。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せてチラシやリーフレットの配布を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民に向け、周知することができた。 ★関係機関、関係部署と連携し、あらゆる機会をとらえ、継続的・積極的に啓発活動に取り組む。 ●関係機関を通じて、「女性に対する暴力をなくす運動」について住民向けに情報提供ができた。 ★引き続きあらゆる機会を活用して、女性に対する暴力や女性の人権に関する啓発活動、情報発信に努める。 	<p>人権推進課 おおだふれあい会館</p> <p>子ども家庭支援課</p>
②具体的施策：女性相談窓口の周知及び支援体制の強化		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■女性に対する暴力等の人権侵害に関する相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あすてらす女性相談室との連携を図った。 ・市民のつどいにおいて、あすてらす女性相 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関や関係部署と連携を図り、支援に努めた。 	<p>人権推進課</p>

<p>談室の啓発パネルの掲示ブースを設けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 女子トイレに相談窓口の案内カードを配置。 女性相談センター・西部分室と年1回情報共有を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ★関係機関、関係部署と連携し、必要とされる支援が速やかに行えるよう努める。 ★相談窓口や各種制度等についても周知を図る。 ●市民に向け、周知することができた。 ★関係機関、関係部署と連携し、必要とされる支援が速やかに行えるよう努める。 ●日頃より顔の見える関係ができており、女性からの相談時には速やかに連携を図ることができている。 ★引き続き関係機関との定期的な情報共有の場を設定する。 ★窓口周知については継続して行う必要がある。 	<p>おおだふれあい会館</p> <p>子ども家庭支援課</p>
<p>■研修等による相談担当者の資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根県主催等の関連研修に参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的な研修参加により、担当者の資質向上につながっている。 ★引き続き研修参加し、相談対応技術、資質の向上に努める。 	<p>子ども家庭支援課</p>
<p>■関係機関、関係部署と連携し女性問題等についての連絡体制を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要時、相談内容に合わせた情報共有を関係部署と図り、支援にあたっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係部署とは、通常から連携が取れており、すみやかに支援につながる体制となっている。 ★担当者が変更となっても、連携体制が維持されるよう組織間での情報共有を継続する必要がある。 	<p>子ども家庭支援課</p>
<p>■「大田市女性・児童・高齢者に対する暴力・虐待対策庁内連絡会」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> R5.8 庁内連絡会実施（17 課すべて出席） 庁内連絡体制の確認 女性相談支援と関係機関との連携について（講義） 支援措置と各担当窓口の対応について 	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内連携体制を再確認し、暴力事案発生時の対応について情報共有できた ●支援措置の基本的知識と各担当窓口の現状と課題を共有し、より安全な運用となるための情報交換ができた。 ★担当者が変わっても適切な対応ができるよう、年1回の連絡会を継続開催する必要がある。 	<p>子ども家庭支援課</p>
<p>■ひとり親家庭への援助体制の強化【再掲】 ※重点目標2 2) 子育て世代に向けた支援の充実①と同じ</p>		

③具体的施策：子どもへの暴力・虐待を防ぐ取組み		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■「児童虐待防止法」についての周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連するパンフレットを窓口を設置、周知を図った。 ・市内保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、児童クラブを通じて児童虐待の通告義務についての周知チラシを配布した（約2000部） ・市内3か所で街頭キャンペーンを実施。また、図書館でのパネル展示を実施。 ・児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを作成し、公的機関、教育機関、医療機関などに配布して啓発を実施（約4000個） ・保育園・幼稚園・小中学校教職員対象の研修や民生委員対象の研修を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民に向け、周知することができた。 ★関係部署、関係機関と連携し啓発活動に取り組む。 ●関係機関を通じて、保護者に対して法の周知を実施できた。 ●関係機関に対して、研修会を通じて、児童虐待防止に関する情報提供を行い、早期対応・支援について周知できた。 ★あらゆる場面を活用し、積極的な啓発活動、情報発信に努める。 ★現場での早期発見早期対応への啓発等は継続して行う必要がある。 ★児童虐待については、早期発見早期対応のみならず、発生予防に向けた取り組みも充実させていく必要がある。 	<p>人権推進課</p> <p>子ども家庭支援課</p>
<p>■子どもへの暴力・虐待に関する相談体制の充実と窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合支援拠点にて、児童虐待等に係る専門的な相談対応を行った。 ・虐待通告チラシやオレンジリボンの配布を通じて、相談窓口の周知を行った。 ・相談に応じたつなぎ、対応、個別ケース会議等を実施。 <p>・関連するパンフレットを窓口を設置、周知を図った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待に関する情報が入れば、関係機関（医療・福祉・教育等）との横断的な連携を図り対応することができた。また、相談に応じたつなぎ、対応、個別ケース会議等を実施し、虐待への対応ができていく。 ★休日、夜間や緊急時の窓口体制では不十分な面がある。 ★「189」等の相談ダイヤルも併せて周知していく。 ●市民に向け、周知することができた。 ★関係部署、関係機関と連携し啓発活動に取り組む。 	<p>子ども家庭支援課</p> <p>人権推進課 おおだふれあい会館</p>
<p>■関係機関との連絡体制の強化と虐待の早期発見、早期対応への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「母子保健対策における児童虐待予防対応マニュアル」に基づき、母子健康包括支援センターと子ども家庭相談支援拠点が連携を図りながら、妊娠期から児童虐待の早期発見・早期支援に努めている。 ・青少年育成市民会議や子ども・若者支援地域協議会との共催で「子ども・若者を支えるために地域でできることを考える」と題し講演会を開催。 ・市内全小中学校を訪問し、児童虐待防止に関する説明会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要なケースについては、タイムリーに関係機関と連携を図り、ケース会議を開催するなどして虐待への対応を行った。 ●市内全小中学校を訪問することで、顔の見える関係を構築し、よりスムーズな連携体制を整えることができた。 ★対応が困難なケース（背景が複雑、長期介入を要する、課題の複合化など）が増加しており、より専門的な対応が求められている。 	<p>子ども家庭支援課</p>

<p>■小・中学校での思春期・赤ちゃんふれあい交流学習事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大田市社会教育推進センター、市内小・中学校と連携を図り実施した。 ・実施校 6 校 	<ul style="list-style-type: none"> ●大田市社会教育推進センター及び校長会を通じて小・中学校と連携し、事業の継続の必要性についての共通認識を図り、地域で子どもを見守り育むネットワークの体制づくりを行うことができた。 ●児童・生徒が乳児とのふれあいを通し、自身や他者の命の大切さに気づき、どのように成長してきたかを考える機会を持つことができた。 ★乳児とふれあう機会が減少し、子育てに不安を抱く親が多くいるため、思春期に小さな子どもとふれあう機会が今後も必要である。 ★引き続き、社会教育推進センター、学校、地域、行政等が協働し、子育てネットワークづくりの視点で取り組むことが必要である。 	<p>子ども家庭支援課</p>
--	--	-----------------

2) ハラスメント防止対策の推進

①具体的施策：あらゆるハラスメントの防止【再掲】		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>※重点目標2 3) 職場環境の整備⑤と同じ</p>		

重点目標5 生涯を通じた健康づくりの推進

1) 生涯を通じた健康づくりの推進

①具体的施策：生涯を通じた男女の健康支援と意識啓発		
<p>■特定健康診査、特定保健指導、健康教育、健康相談、家庭訪問の実施</p> <p><特定健診></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間：R5. 6～7月（集団健診） R5. 6～12月（個別健診） ・対象者：大田市国民健康保険被保険者、島根県後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯員 ・実施方法：特定健診実施医療機関及び島根県厚生農業協働組合連合会に委託して実施 <p><特定保健指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診の結果、積極的支援及び動機付け支援対象者へ案内を送付。 ・保健師による指導を実施。 	<p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1年に1回自身の健康状態を振り返る機会となっている。 ●また、生活習慣病またはその危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結びつけることにより、健康の保持・増進につながっている。 ★年齢別にみると50歳代までの若年層の受診率が低い。より多くの対象者が健診を受けるように、実施方法や啓発方法を検討していく必要がある。 ★引き続き AI を活用し対象者の健診受診歴・定期通院歴の有無により効果的な内容の勧奨通知の送付や、みなし健診等の把握を行い、未受診者受診を促し、受診 	<p>健康増進課</p>

	<p>率向上を図る必要がある。</p> <p>★また、特定保健指導について、引き続き利用勧奨をしていくとともに、健診後タイムリーに指導を開始できるよう保健指導実施事業者の活用等を行い、利用しやすい環境整備を図る必要がある。</p>	
<p>■がん検診事業による、がんの早期発見と正しい知識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導、健康教育、健康相談など各種健（検）診と連携し、がん検診の必要性やがんの早期発見のための啓発を実施した。 ・乳がん検診節目年齢の方を対象に、無料クーポン券を送付した。 ・乳がん検診受診意向調査を実施し、一人でも多くの対象者が受診につながるよう啓発を実施した。 ・令和5年度新たに、胃がん検診に胃内視鏡検査を追加し実施した。また、大腸がん検診は、まちづくりセンターで容器配布と回収を実施し、受診しやすい体制の整備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●がん検診の受診率は、前年度と比べて肺がん、子宮頸がん検診で減少したが、大腸がん検診がやや増加した。胃がん検診では、受診勧奨を行った69歳以下で受診率が向上した。 ★市の検診だけではなく、職場や医療機関で受診をした方が把握できないのが現状。 ★引き続き、受診の必要性や受診方法、検診申込の電子申請等、広報や個別通知を工夫することや、年代等ターゲットを絞った受診勧奨を実施、検診を受診しやすい体制の整備を図る必要がある。 	健康増進課
②具体的施策：健康の保持増進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■高齢者通いの場づくり事業、地域介護予防活動支援事業による健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者通いの場づくり事業、大田市社会福祉協議会を通じたサロン活動支援により介護予防活動への参加促進を行った。 ・高齢者の通いの場がない地域での介護予防サロンを対象とした体力測定、フレイル予防に関する教室の開催を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●閉じこもりがちな高齢者の交流機会の確保、心身機能の維持向上を図るとともに、スタッフの生きがいづくりにつなげることができた。 ★参加意欲のない人、集団を苦手とする人や必要性を感じられない人もなじめる方法を考慮していく必要がある。 ★効果的な手法の検討により、市内全域での生活支援体制整備事業の実施を目指し、地域づくり、居場所づくりの機会の拡大を推進する必要がある。 	介護保険課
<p>■スポーツ教室や健康づくり活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各競技団体に対する運営費の補助をすることで、10月に大田市健康体力づくり市民大会を実施。10団体実施 延べ510人参加 ・10月にスポーツ推進員の協力を得て、スポーツ・レクリエーション祭を開催。7種目 延べ170人参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内各地で開催することで、市民の健康づくり・体力づくりの機会が提供できた。 ★新たな競技団体を発掘し、種目数の増加を図る。 	社会教育課

③具体的施策：学校教育等における性に関する指導の実施		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■教職員の意識向上のための研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントに関わる服務研修を実施した。 ・講師を招いての性の多様性に関する研修を行った。 ・問題事象のケース会議を行い、性に関する指導の大切さを考えた。 ・互いの授業について、情報交換を行った。 ・養護教諭と連携し、指導内容や資料の選定を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修等を通じた教職員の意識や資質の向上や、性に関する指導に対する共通理解の促進により、発達の段階を考慮した指導ができた。 ●性に関する指導が、生命や人格の尊重、男女平等の精神のよりの自己や他者を尊重する態度を育むことを、改めて考えることができた。 ●いろいろな資料を紹介してもらうことにより、指導の幅が広がった。 	学校教育課
<p>■公開授業や PTA 研修を通し保護者へ周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性に関する授業を行った際など、学級だよりや保健室だより等で周知し、保護者への啓発を図った。 ・公開授業において、性に関する授業を各学年で行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者が参加することで、生徒への性に関する指導を行う上で効果的な授業を行うことができた。 ●命の大切さやお互いを大切に思う心など、親子で考えることができた。 ●保護者の中には、公開授業が親子の会話のきっかけづくりになって良かったという声があった。 ★各家庭により意識の違いがあるので、継続して公開授業を行い、PTAの研修会や個人懇談会などを通じて、周知や啓発に努める必要がある。 ★性の多様性に関することがらについても研修し、指導を行っていく必要がある。 ★家庭と学校とが連携して子供の成長を育てていくために、今後も継続して情報共有する必要がある。 ★保護者の感想や意見を聞く機会を増やす必要がある。 	学校教育課
<p>■性に関する正しい知識について関係機関と連携した啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数と場所 大田高校 8月31日 9月1日 瀬摩高校 10月5日 ・実施内容：要望のあった学校の文化祭に併せて、生徒を対象に性教育を行う。 ・相談機関や正しい性の知識について情報提供を行い、助産師による個別相談を実施する。 ・新型コロナウイルス感染対策を講じつつ、赤ちゃん人形抱っこ体験や妊婦体験等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●性に関する展示・クイズ等を通じて、正しい知識や相談窓口の周知を行った。 ●展示物や体験型の啓発を通し、性感染症予防や月経、妊娠等の正しい情報を得ることで、自分の健康を自分で守ることの大切さと自分や周りの友人や家族等の体や心も大切にすることを大切にする気持ちを持つことの大切さについて啓発ができた。 ●月経困難症、不育症、不妊治療等に関するパンフレットを渡し、高校生の時から将来を見据えた自分の体づくりについ 	子ども家庭支援課

	<p>て啓発できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●性教育と合わせて、生活習慣病予防についての啓発を行った。 ★避妊方法や性感染症について理解できている生徒もいる。クイズを通して、理解度を図る中で、自分の回答に自信が持てない生徒もいる。継続して、生徒の実状、悩みに合わせてリーフレット等を用いて、正しい知識の啓発をしていく必要がある。 ★更に教育機関、医療機関、家庭と連携した取り組みが必要である。 	
<p>■性の多様性に関する正しい知識と理解のための啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大田市内幼・小・中人権同和教育主任等研修会において「性の多様性が認められる学校づくり」と題して、研修会を行った。 ・はじめに、人権教育の基礎的な考え方を学び、その後、性の多様性という観点から、学校教育の中にある矛盾点や改善点について見直し、学校の中でできることを考えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校施設で性の多様性に配慮していない部分について、見直すきっかけとなった。 ●教育活動や、教師が発する言葉の中にある性の多様性に配慮していない部分について見直すきっかけとなった。 ★各学校において、教師の研修や児童・生徒の学級活動や授業の中で、性の多様性の問題を取り扱う学校が出てきた。 ★制服や、児童・生徒の言動については、少しずつ改善の方向に動いてきている。 ★トイレ・更衣室などの学校施設については、すぐには改善できていない。 	学校教育課

2) 妊娠・出産等に関する健康支援

①具体的施策：妊娠・出産に関する支援		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■母子健康手帳交付時の保健指導や「母子保健サービスガイド」の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時の妊婦面接でリーフレットやすすく子育てガイドを用い、妊娠・出産に関する制度、妊婦健診等の説明を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての妊婦に面接を行い、妊娠中の健康管理、必要な制度の説明を行うことができた。 ●妊婦アンケートを実施し、妊娠、出産、育児に関する不安等支援の必要な妊婦に早期に対応することができた。 ★今後も妊娠届出時の全数面接を継続し、妊娠中からの切れ目のない支援を実施する。 	子ども家庭支援課
<p>■妊産婦面接、乳幼児相談、乳幼児健診、予防接種、離乳食教室等の実施【再掲】</p> <p>※重点目標2 2) 子育て世代に向けた支援の充実①と同じ</p>		

<p>■母子保健推進員による妊婦支援の充実、こ んにちは赤ちゃん訪問事業の実施 ※重点目標2 2) 子育て世代に向けた支援の充実①と同 じ</p>		
<p>■子育ての不安軽減等のための相談支援体 制の充実【再掲】 ※重点目標2 2) 子育て世代に向けた支援の充実①と同 じ</p>		

重点目標6 だれもが安心して暮らせる環境の整備

1) ひとり親家庭、生活困窮者への支援

①具体的施策：ひとり親家庭、生活困窮者への支援		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■ひとり親家庭への援助体制の強化【再掲】 ※重点目標2 2) 子育て世代に向けた支援の充実①と同 じ</p>		
<p>■ひとり親家庭の公営住宅に係る優先入居 などの支援を通じて、居住の安定を支援 ・ひとり親家庭に市営住宅の空き室へ優先 入居を行った。</p>	<p>●市営住宅への優先入居により、本人の仕 事や子どもの学校も変わらず、生活の安 定が図れた。 ★今後も、子育て支援課と連携して対応に あたる必要がある。</p>	都市計画課
<p>■生活困窮者へ相談から解決への包括的・ 継続的な支援 ・生活困窮世帯の子どもをはじめとするす べての子どもを対象に「子どもと大人の 交流の場づくり事業」を実施。 ○定期継続型（教科学習）： 実施回数 177 回、 延べ参加人数 2,417 人 ○イベント型（体験活動、教科学習）： 実施回数 9 回、延べ参加人数 89 人 ○協働型（教科学習）： 実施回数 88 回、延べ参加人数 184 人 ○第3の居場所づくり （教科、食の学習等）： 実施回数 40 回、延べ参加人数 186 人</p>	<p>●様々な支援形態を設けることで、子ども や保護者の実態、またニーズに応じた支 援を行うことができた。 ★個別に継続して勉強を教えてくれる人 が複数いることで、子ども一人一人の実 態やニーズに応じたきめ細やかな支援 が可能となり、学習時間の確保、学習意 欲の向上につながるなど子どもの学び が充実した。 ★長期休業中に児童クラブが開設されて いない地域において、地域人材を活用し た活動を実施することで、子どもの居場 所を確保することができた。（イベント 型） ★調理活動を中心とした食の学習を継続</p>	地域福祉課

	<p>的に行うことで、利用者や世帯の食の実態を把握するとともに、食に関する知識や体験を豊かにすることができた。(第3の居場所づくり)</p> <p>★支援者の励ましや支えにより、子どもの頑張る姿を引き出すことができた。また、支援者など大人と接することで、将来のロールモデルに触れることができた。</p> <p>★まちづくりセンター、社会教育推進センター、各種団体や企業などと連携することで、多くの人の参画を得ることができ、地域全体で子どもを見守っていこうとする雰囲気高めるきっかけとなった。(イベント型、協働型、第3の居場所づくり)</p> <p>★子ども、保護者などからの相談や支援者の気づきから、課題の解消に向けて学校や関係者へつないだり、個別の支援会議を通して支援体制を充実させることができたが、スタッフが不足している。</p>	
--	---	--

2) 高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせる環境整備

① 具体的施策：高齢者の社会参画の推進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■地域介護予防活動への積極的参加の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者通いの場づくり事業、大田市社会福祉協議会を通じたサロン活動支援により介護予防活動への参加促進を行った。 ・高齢者の通いの場がない地域での介護予防サロンを対象とした体力測定、フレイル予防に関する教室の開催を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●閉じこもりがちな高齢者の交流機会の確保、心身機能の維持向上を図るとともに、スタッフの生きがいづくりにつなげることができた。 ★参画意欲のない人、集団を苦手とする人や必要性を感じられない方人なじめる方法を考慮していく必要がある。 ★効果的な手法の検討により、市内全域での生活支援体制整備事業の実施を目指し、地域づくり、居場所づくりの機会の拡大を推進する必要がある。 	介護保険課
<p>■介護予防教室の実施と男性の積極的参加の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の各種団体等を対象とした介護予防教室を実施し、介護予防や ACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生の最終段階の医療・療養について、意思に沿った医療・療養を受けるために、ご家族等や医療介護関係者等とあらかじめ話し合うこと。「人生会議」ともいう。）の普及啓発を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防や認知症、ACP に関する普及啓発を行い、意識醸成を図ることができた。 ★男性の参加促進も考慮した内容の工夫も検討する必要がある。 	介護保険課

②具体的施策：介護サービスの充実【再掲】		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
※重点目標2 3) 職場環境の整備②と同じ		
③具体的施策：障がい福祉サービスの充実		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■障がい福祉サービスの周知 ・障がい者福祉のしおり「べんり帳」やホームページや広報紙への情報掲載	●障がい福祉サービスの周知、相談支援体制の充実により、障がい者の自立及び社会参加を推進するとともに、介護者の負担軽減が図れている。 ★大田市障がい者福祉計画に沿った取り組みを展開している。計画目標数値を下回る結果も出ているため、ニーズに応じたサービス提供ができる環境整備などに努める必要がある。	地域福祉課
■相談体制の強化と支援の充実 ・相談支援専門員を7名設置 相談支援事業委託 2事業所	●障がい福祉サービスの周知、相談支援体制の充実により、障がい者の自立及び社会参加を推進するとともに、介護者の負担軽減が図れている。 ★大田市障がい者福祉計画に沿った取り組みを展開している。相談支援件数は増加傾向にあり、複合的な問題を抱えているケースについては、多機関連携を図り支援をしている。	地域福祉課
■障がい児支援サービスの充実 ・主な障がい児支援サービス ○児童発達支援 ○放課後等デイサービス 障がい児相談支援事業委託 2事業所	●障がい福祉サービスの周知、相談支援体制の充実により、障がい者の自立及び社会参加を推進するとともに、介護者の負担軽減が図れている。 ★大田市障がい者福祉計画に沿った取り組みを展開している。計画目標数値を下回る結果も出ているため、ニーズに応じたサービス提供ができる環境整備などに努める必要がある。	地域福祉課
④具体的施策：国際的な取組情報の広報		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■世界遺産の情報発信に併せ、「平和と人権尊重」のユネスコの精神についての情報発信 ・広報やホームページにより、ユネスコの精神である「平和と人権尊重」の理解、啓発に取り組んだ。	●市が作成するパンフレットや広報等へ掲載することにより、市民に対し周知を図ることができた。	人権推進課

	★より深い理解と意識の向上を図るため、継続的積極的な啓発活動が必要。	
■男女平等に関する国際的な取組等の情報発信 ・啓発紙を窓口に配架した。	★他市の活動状況などから取り組みについて考える。	人権推進課
⑤具体的施策：国際交流事業への積極的参加の促進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■異文化交流、講座等の開催 ・実績なし	★来年度より、文化交流講座の再開を目指す。	まちづくり定住課
■まちづくりセンター等との共催による国際文化講座の実施 ・まちづくりセンターにおける事業でブラジル文化の紹介をし、地域の方と交流を行った。	●6地区のまちセンにおいて事業を実施。次年度も様々な年齢の団体で実施を計画予定。 ★まちづくりセンター単独ではなく、地域の外国人支援団体や個人、おおだふれあい会館等との連携・協力で行う事業であり、いかに途切れることなく引き続き研修会を実施するかが課題である。 ★より多くの地区で実施できるよう活動範囲を拡大する。	まちづくり定住課
⑥具体的施策：外国人相談窓口の開設		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■公益財団法人しまね国際センター内に開設されている外国人相談窓口の周知 ・ホームページへの掲載 転入された外国人に対して周知用カードの交付。	★より多くの利用者が情報を得られるよう、市民課窓口での積極的な告知やSNS等を用いて外国人相談窓口の周知を図る必要がある。	まちづくり定住課
■日本語教室ボランティアグループや関係機関と連携して相談体制を強化 ・ボランティアサークルと連携を図り、市内在住の外国人の相談対応を行った。 ・外国語で書かれた日本の法制度、相談窓口についてのチラシを窓口を設置。 ・日本語教室のボランティアグループや関係機関で構成する大田市日本語指導検討委員会を年4回開催し、日本語指導や校内体制に関することについて協議を行った。 ・日本語指導が必要な児童を支える体制を整	●生活相談や情報交換の場を設けることができた。 ★日本語教室のボランティアの確保、在住外国人への周知が必要。在住外国人増加に伴い、関係機関と連携し、積極的な取り組みが必要。 ●日本語指導が必要な児童が安心して学校生活を送るための体制づくりや、日本語指導方法について様々な立場からの意見を出し合ったり情報を共有したりできた。	人権推進課 おおだふれあい会館 学校教育課

備した。	<ul style="list-style-type: none"> ★学校及び子どもの実情に応じた支援ができる人的配置、人材確保と役割を明確にする。 ★学校での日本語指導が必要な児童生徒を支える体制整備と構築。 ★保護者と学校との連携の図り方。 	
------	--	--

重点目標7 防災分野における男女共同参画の推進

1) 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

①具体的施策：防災会議への女性委員登用		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■市の防災会議における女性委員の積極的な登用 ・女性委員割合 44%（女性委員数 15 名/ 全体委員数 34 名）	●委員の女性割合を上げることで、防災に関する女性の意見や、目線の取り込みやすくなる。	危機管理課
②具体的施策：防災対策における男女共同参画の意識啓発		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の作成 ・実施済み	●女性が求める環境の整備につながった。	危機管理課
■災害発生時に備え、女性や要配慮者に配慮・支援する体制を整備 ・幼児、高齢者に対し、おかゆ、アレルギー対応非常食を整備。 ・プライバシー保護等のためのポップアップ式テントを整備した。	●避難所等の居住性が改善される資器材の導入による整備が図れた。 ★冷房設備が十分ではないため強化が必要である。 ★障がい者や妊婦等、プライベートを守る機能を持たせたスペースの確保と専門的なスタッフの配置。	危機管理課
■しまね女性センター等、関係機関と連携し、役割分担・連絡体制を整備 ・実施無し	★整備に向けて取り組んでいく必要がある。	危機管理課
■市職員の意識啓発のための、男女共同参画の視点を取り入れた防災に関する研修会の実施 ・新規職員を対象に防災研修会を実施した。 ・「女性×防災」を考える勉強会（11/7）	●職員の防災に対する意識の醸成に繋がっている。 ★研修会を定期的、継続的に開催する。 ●男女共同参画視点での防災体制づくり	危機管理課 人権推進課

<p>講師：(公財)しまね女性センター 漆谷佑美子さん 参加者：危機管理課、おおだふれあい会館、人権推進課職員</p>	<p>の必要性について、関係者が共通認識を持つことができた。 ★引き続き、研修会の開催に取り組む。</p>	
---	---	--

2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

① 具体的施策：自主防災組織等への女性の参画促進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■自主防災組織等において役割に応じて編成される各班への女性の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各自主防災会による防災訓練及び講習会の開催。 防災フェアにおいて、炊き出しの訓練を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災訓練等に参加し体験することで女性の参画を促進した。 ●自主防災組織が実際に炊き出しに参加し経験することができた。 ★各種訓練等への参加率は高いが、自主防災組織の女性班員率は依然低い。女性リーダーの育成も必要である。 	危機管理課
<p>■避難所運営において、女性が参画できる体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> マニュアルにおいて女性参画の重要性を記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な被災等がなかったため効果を判定できる事例無し。 ★民生委員、保健師等が参加する体制確立が必要である。 	危機管理課
<p>■地域において、男女共同参画の視点を取り入れた防災講座等を実施し、重要性を周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施無し 	<ul style="list-style-type: none"> ★地域において防災講座等の実施に取り組む。 	危機管理課 人権推進課

基本目標Ⅲ 男女共同参画の推進に向けた基盤づくり

重点目標8 地域における慣行の見直しと意識の改革

1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

①具体的施策：男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと対応策の検討		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■大田市男女共同参画推進委員会の開催 ・令和4年度大田市男女共同参画年次報告、令和4年度事業実施報告、令和5年度事業実施計画等について協議した。（実施日：令和6年1月19日）	●各委員より意見や質問、要望が出され、今後の取組について見直す良い機会となった。 ★協議の中で指摘された意見を今後の取組に生かすように努める。	人権推進課
■大田市男女共同参画推進本部会議の開催 ・実施無し		人権推進課
■定期的な市民意識調査の実施 ・実施無し		人権推進課

2) 男女共同参画社会に向けた意識の改革

①具体的施策：広報等を活用した意識啓発		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■広報やホームページ等を活用した情報提供【再掲】 ※重点目標3 2) 地域活動における男女共同参画の推進①と同じ		
■広報やホームページを活用した啓発について表現方法の精査 ・毎月の広報紙の編集作業や日々のホームページを更新する中で、性差別や誤解を生むような表現になっていないか等、提出された原稿を精査した。	●毎年人権推進課、人事課等が行う職員研修の成果により、近年各担当課から提出される原稿で性差別につながるような表現はない。また、各担当課と広報・ホームページ担当課の2課でチェックをしているため、性差別につながるような表現での記載はない。 ★各担当課が直接ホームページを更新する場合には、政策企画課はその内容を把握していないため、ホームページを適宜確認する必要がある。また、表現等のチェックをするだけでなく、男女共同参画が推進されるような働きかけを積極的にしていく必要がある。	政策企画課

② 具体的施策：市職員の意識啓発		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■市職員を対象とした研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員人権・同和問題研修会へ新規採用職員17名を受講させた。 ・人権推進課で実施する人権研修に協力した。 <p>・「女性×防災」を考える勉強会（11/7） 講師：（公財）しまね女性センター 漆谷佑美子さん 参加者：危機管理課、おおだふれあい会館、人権推進課職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年度、繰り返し研修会を実施することで、職員の人権に関する意識の醸成を図ることができた。 ★人権に関する職員意識の啓発に向け、研修会等を継続的に実施していく必要がある。 ●男女共同参画視点での防災体制づくりの必要性について、関係者が共通認識を持つことができた。 ★関係機関、部署等と連携し、継続して研修などの場を設けるよう努める。 	<p>人事課</p> <p>人権推進課</p>
③ 具体的施策：地域における意識啓発【再掲】		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>※重点目標3 2) 地域活動における男女共同参画の推進②と同じ</p>		

重点目標9 男女共同参画に関する教育・学習の推進

1) 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進

① 具体的施策：幼児期における男女平等に関する教育の推進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■男女共同参画の視点に立った幼児期の教育・保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に基づき、子ども一人一人の性差や個人差に配慮しながら、固定的な性別による意識をうえつけないように保育を行った。 <p>・幼児期に入ると性別の違いから少しずつ遊びの傾向や、色、図柄の好み等に違いが出てくるが、男女別の捉え方でなく、個々の思いを素直に出し、それを受けとめ、受け入れられるような温かい集団づくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保育指針の第1章（総則）1. 保育所保育に関する基本原則（2）保育の目標において「(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」と示されており、互いに尊重する心を育てることが保育の目標となっている。 ★固定観念にとらわれず個人を大切にすることを育てる保育や教育に、引き続き取り組む必要がある。 ●園生活の様々な場面において、性別のこだわりなく一人一人を互いに尊重する意識が持てるようになっている。 ★生活における性別の慣例は、園児に対する指導や保護者への啓発を通して、今後 	<p>子ども保育課</p> <p>学事・魅力化推進室</p>

<p>心掛けた。また、保護者にも折に触れ、啓発に努めた。</p>	<p>も少しずつ改善を図っていくことが必要である。</p>	
<p>②具体的施策：学校教育における男女平等に関する教育の推進</p>		
<p>実施状況</p>	<p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p>	<p>所管課</p>
<p>■人権の尊重についての教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重に基づく学校・学級経営の目標を掲げ、年間計画を立て指導を行った。 ・人権に関わる道徳等の授業の実施。 ・生徒会が中心となった人権集会、外部講師を招いた講演会、PTA研修会等を実施。 ・全校縦割り班や異学年での活動の時間を作り、共に触れ合うことで児童生徒相互の人間関係づくりを行った。 ・職員、児童生徒ともに子どもの名前を「〇〇さん」と呼び合うようにして、一人ひとりを大切にしようとする気持ちを育てた。 ・各学級で「いいことみつけ」をして、互いの良さを認め合う雰囲気づくりに努めた。 ・人権標語を作成し意識向上を図った。 ・性の多様性に関する職員向け研修を行うとともに、児童生徒に向けてもLGBTQについての講演会を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全校児童生徒で活動することで、課題の共有化を図ることができ、人に対しての接し方や心の持ち方を共通認識する場となった。 ●法律に基づいて、人権が保障されていることの意義を確認することができた。 ●男女平等の視点だけでなくそれぞれを認め合い、尊重し合うことの大切さについて、理解を深めることができた。 ●繰り返し活動することで人権意識が向上し、人権に対し真剣に考える雰囲気醸成された。 ●児童生徒だけでなく、教職員、保護者、地域の方々の理解を深めることができた。 ★男女平等の視点だけでなく、違いを認め合い、全ての児童生徒の人権が尊重されているかという視点で教育活動を行う。 ★児童生徒、教職員、保護者、地域の方々が一緒に学ぶ機会を継続して設定する。 ★個人差もあり、一過性のものではなく、発達段階に応じた継続的な人権教育が必要であるため、小・中学校が連携し情報交換などを行う。 	<p>学校教育課</p>
<p>■人権・同和教育に視点をあてた公開授業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業公開日に、人権・同和教育に視点を当てた授業を全学級で公開した。 ・家族での討議を取り入れ、互いの思いを伝えたり、自己の在り方を振り返ったりする活動を行った。 ・周辺の小・中学校にも案内を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の取り組みに関して保護者の理解を促進することができ、保護者の意識啓発にもつながった。 ●参加した多くの教職員が人権・同和教育について学ぶことができた。 ●差別の本質を見抜き、対処する方法を考える機会となった。 ●身の回りの環境や自分の生活を見つめ、差別や偏見をなくしていこうとする意欲を高めることができた。 ★感想を記述してもらうだけでなく、意見交換の場を設定することや、家庭に帰ってからの話題として広めてもらうような工夫が必要である。 	<p>学校教育課</p>
<p>■男女平等、男女相互理解についての教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等の理念に基づく学校・学級経営を行うとともに、保健や道徳をはじめ、 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人の良さを活かしながら、互いに理解しあい、誰もが仲良く助け合って活動で 	<p>学校教育課</p>

<p>様々な教科や行事を通して、互いに助け合うことの大切さを指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学校行事や活動において、性別に関係なく役割分担を行った。 • 男女共同参画社会について、人権集会の中で、男女平等な社会を目指して、継続的に指導を行った。 	<p>きる場面が多く見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教職員間においても男女平等、男女相互理解についての理解が深まった。 ★ 性や命の大切さに関する学習は、男女平等に関する教育の推進同様に重要な事柄であるため、今後も継続したい。 ★ 学年を越えて、常に男女仲良く、取組ができるように、今後も良好な人間関係づくりを目指す活動を継続する必要がある。 ★ 年齢や発達段階に応じた対応が必要。 ★ 性の多様性を理解し、互いを認め合うことが重要。 	
<p>■ 家族や家庭生活の大切さについての教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> • 家庭科、生活科等の授業などの学習において、生命尊重、家族愛、家庭生活上で家族が助け合うことの大切さなどを学習した。 • 親子ふれあい活動などのPTA活動等を通して、家族の思い、家庭の大切さの意識啓発を行った。 • ノーメディア習慣や朝食を食べる習慣を定着させ、家庭生活の大切さを理解するために、定期的に生活改善週間を設け、児童・生徒の家庭生活の実態把握を行うと同時に、啓発活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭生活を省みて、家族の一員であることを自覚し、家族や家庭の大切さ、家庭生活における自分の役割について、児童生徒の意識を啓発することができた。 ● 地域の諸行事に家族で多数の参加があるケースがある。その結果、保護者や地域の方の理解につながった。 ● アンケートを実施した結果、メディア接触時間の減少や朝食を摂取する率の向上に繋がったケースもあった。 ★ 児童生徒が家族や家庭生活の大切さを考える機会となっている。 ★ ノーメディアや朝食の摂取などについては、望ましい生活習慣が身につくよう、継続して啓発活動を行っていく必要がある。 	<p>学校教育課</p>
<p>③ 具体的施策：教職員・保護者への啓発活動</p>		
<p>実施状況</p>	<p>効果等（● 主な効果・★ 評価・問題点）</p>	<p>所管課</p>
<p>■ 教職員の資質の向上を図るための研修の実施及び参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各園において、個々に人権擁護のためのセルフチェックリスト「子どもを尊重する保育」のために”を実施し、保育の振り返りを実施している。 • 広報誌等の回覧など最新の情報を得られるようにし、研修会、講演会へ積極的に参加した。 • 男女平等の理念に基づき、学校経営・学級経営に努めた。 • 校内研修においてハラスメントに関する内容を取り扱う際には、セクシュアルハラスメント事例を取扱い、教職員の人権意識を高めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続して保育の振り返りを行うことにより、人権に配慮した保育を行えるようになってきた。 ★ 職員会議等の場で個人及び園全体で保育の振り返りを行うことでできた。引き続き実施していく。 ● 職員会等で個人で参加した研修内容を報告したり、子どもの様子について話し合ったりなどの機会を通じて、意識を高めることができた。 ● 教職員同士で意見を交わし、一人一人が当事者意識をもって仕事や指導に取り組むことができた。 ● 男女平等の精神を尊重した教育活動の実施ができた。 	<p>子ども保育課</p> <p>学校教育課</p>

<ul style="list-style-type: none"> 校内研修において、ジェンダーにとらわれず、児童生徒を指導することについて共通認識を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●気になる発言について、教職員間で互いに注意し合える気運が高まった。 ★今後も、研修会等に生徒、教職員、保護者が参加できるように配慮していく必要がある。 ★研修会等に参加できない教職員に対する周知、報告を引き続き行っていく。 	
<p>■学校だより、学級通信等を活用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校だより、学級だより、保健室だより等の紙面やホームページを活用して、保護者への啓発、情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校、園での取り組みを保護者に伝えることができた。 ●授業公開や研修会に対する保護者の参加意欲を高めるために効果があった。 ★情報は発信できたが、一方通行になりがちであるため、保護者や地域の方の感想や意見を受け止め、生かすことが必要である。 ★取り組みをよりの確に伝えられるような提供方法や紙面の工夫が必要である。 	<p>学校教育課</p>
<p>■まちづくりセンター・学校・保護者と連携して、人権・同和教育研修会、親学講座等を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 18会場、19回開催、延 451 人参加 <ul style="list-style-type: none"> 人権集会を市内の小中学校や高校に周知し、来校を促した。 まちづくりセンターと常に連携を持ち、人権や親学に関わる行事への参加について、教職員や保護者へ連絡し参加を促した。 周辺の学校、まちづくりセンターやPTAと連携し、人権研修を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> 親学講座を開催することで、保護者に子 	<ul style="list-style-type: none"> ●ジェンダーの今昔を取り上げたテーマや、人権に関わる様々なテーマ（外国人、障がい者、性的少数者、災害と人権、子どもの人権等）で研修会を開催し、改めて人権や差別に対して考えるきっかけとなった。 ★継続実施するとともに、市全域での取組が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ●地域の方に学校の取り組みを知ってもらうことができた。 ●学校外の方々と交流することは、学びを深めることに効果的であった。 ●児童生徒と家族がともに人権について考えることで、保護者への啓発に繋がった。 ●地域、保護者と連携することで課題を共有することができた。 ★PTAや地域の方と協力して、継続的な取組をする必要がある。 ★まちづくりセンターなどと定期的に連携を図っていく。 ★活動がマンネリ化しないように、児童生徒、保護者、学校等のアイデアを活用し、実態に合った活動を計画する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ●親学講座を通じて保護者同士の交流や子 	<p>まちづくり定住課</p> <p>学校教育課</p> <p>社会教育課</p>

<p>育ての捉え直しの機会を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援のための親学講座 6回開催 101人参加 	<p>育てへの思いを共有することによって、保護者同士のつながりや子育てに対する気づきを促すことができた。</p> <p>★継続実施することで効果の定着を図る。 講座内容について、開催希望団体との綿密な打合せにより、既存のプログラムに縛られない柔軟なプログラムを提供していく。</p>	
---	---	--

2) 家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進

①具体的施策：社会教育の推進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■人権・同和問題研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権を考える市民のつどい（全5回）開催（延べ参加者 790名） 	<p>●さまざまな人権課題について考える場を提供することができた。</p> <p>★毎年継続して実施することで、人権啓発の推進を図る。</p>	人権推進課
<p>■まちづくりセンター等において人権・同和教育研修会、親学講座等の開催【再掲】</p> <p>※重点目標2</p> <p>1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解促進と定着①と同じ</p>		

重点目標10 人権尊重の意識の高揚

1) 人権尊重の観点からの啓発・教育

①具体的施策：小・中学校における人権教育の充実		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■人権・同和教育に焦点をあてた公開授業の実施【再掲】</p> <p>※重点目標9</p> <p>1) 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進②と同じ</p>		
<p>■「基本的人権の尊重」について指導するなど、意識向上への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会科等の授業において「基本的人権の尊重」について学習した。 ・人権の花活動、人権に関するポスター、作文、人権集会の実施などの取組を行った。また、バースデープロジェクト、学校においての人権宣言の発表など幅広く活動を実施している。 ・障がい者に関する理解教育を実施した。 	<p>●日本国憲法で保障されている基本的人権について、またそれに関わる様々な取組について、理解を深めることができた。</p> <p>●社会科において、各学年で基本的人権を取扱う場面があるが、児童が確実に学ぶような工夫をした。</p> <p>●よい行いをみんなで称賛しようとする意識を育てる機会となった。</p>	学校教育課

<ul style="list-style-type: none"> • 毎学期、人権週間の取り組みを行い、人権の大切さを理解し、実践に繋げることができるように、考えさせたり指導したりした。 • 朝礼で校長から人権に関わる話を行っている。 • 放送委員会が各学級や個人などの良さを昼の放送で積極的に伝えた。 <ul style="list-style-type: none"> • 人権の花運動を市内全小学校 15 校で行った。 • 市内小中学校 8 校で移動隣保館を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ★今後も人権集会などの取り組みを継続し、生徒及び教職員の人権意識の高揚に努めていく必要がある。 ★意識を実践につなげていくことが課題である。 <ul style="list-style-type: none"> ●花を育てることにより命の大切さについて触れ、学ぶ機会を提供することができた。 ●参加した教職員、児童生徒が人権・同和問題について考えるきっかけとなった。 ★引き続き人権の花運動、移動隣保館をとおして人権について考えてもらう機会の提供に努める。 	<p>人権推進課</p>
<p>■教職員研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> • 校外での研修会へ参加した。 • 各種ハラスメントや性の多様性等に関する研修を行った。 • 人権・同和教育や進路保障に関する校内研修を定期的に実施した。 • 職員会の際、輪番で一人一人の教職員を講師とした研修を実施した。 • 冬季休業中に、講師を招いて「外国にルーツのある児童、保護者の支援」について、研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権に視点を置いた教育活動を行うことができた。 ●自分たちの行動を振り返るきっかけとなった。 ●それぞれが主体的に講師となってミニ研修を行うことで、教職員の意識が確実に向上してきた。 ●外国にルーツのある子どもや保護者に対し、学校としてどのような支援をすべきか考えることができた。 	<p>学校教育課</p>
<p>■まちづくりセンター・学校・保護者と連携し、人権・同和問題教育研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> • 人権集会を市内の小中学校や高校に周知し、来校を促した。 • まちづくりセンターと常に連携を持ち、人権や親学に関わる行事への参加について、教職員や保護者へ連絡し参加を促した。 • 周辺の学校、まちづくりセンターやPTAと連携し、人権研修を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の方に学校の取り組みを知ってもらうことができた。 ●学校外の方々と交流することは、学びを深めることに効果的であった。 ●児童生徒と家族がともに人権について考えることで、保護者への啓発に繋がった。 ●地域、保護者と連携することで課題を共有することができた。 ★PTAや地域の方と協力して、継続的な取組をする必要がある。 ★まちづくりセンターと定期的に連携を図っていく。 ★活動がマンネリ化しないように、児童生徒、保護者、学校等のアイデアを活用し、学校、児童生徒の実態に合った活動を計画する必要がある。 	<p>まちづくり定住課 学校教育課</p>

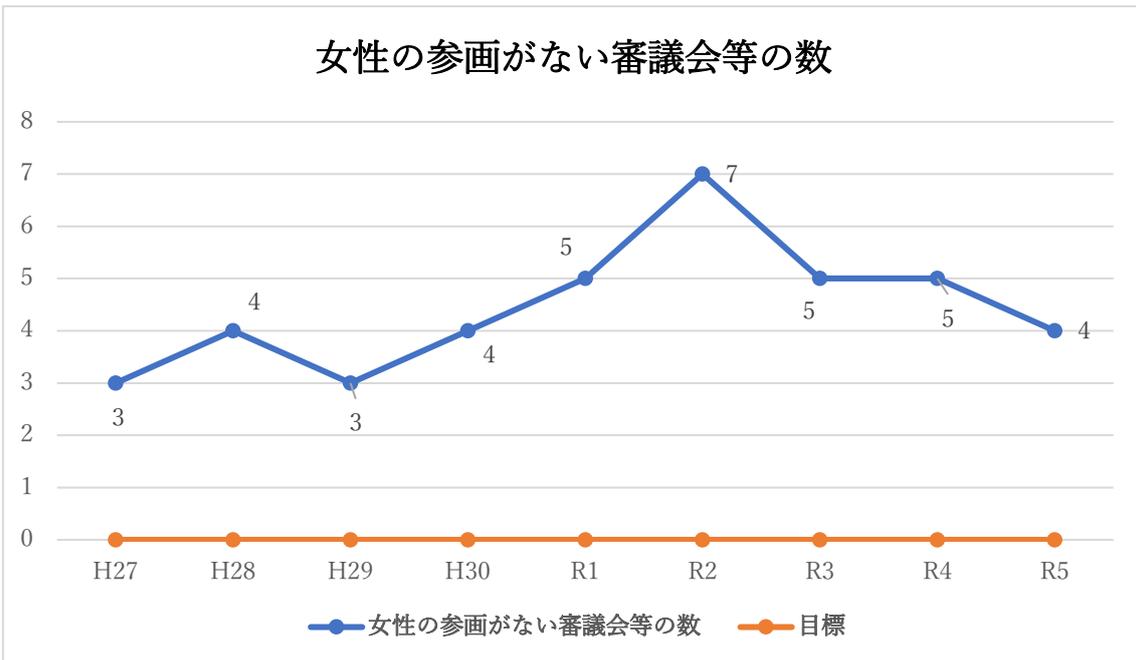
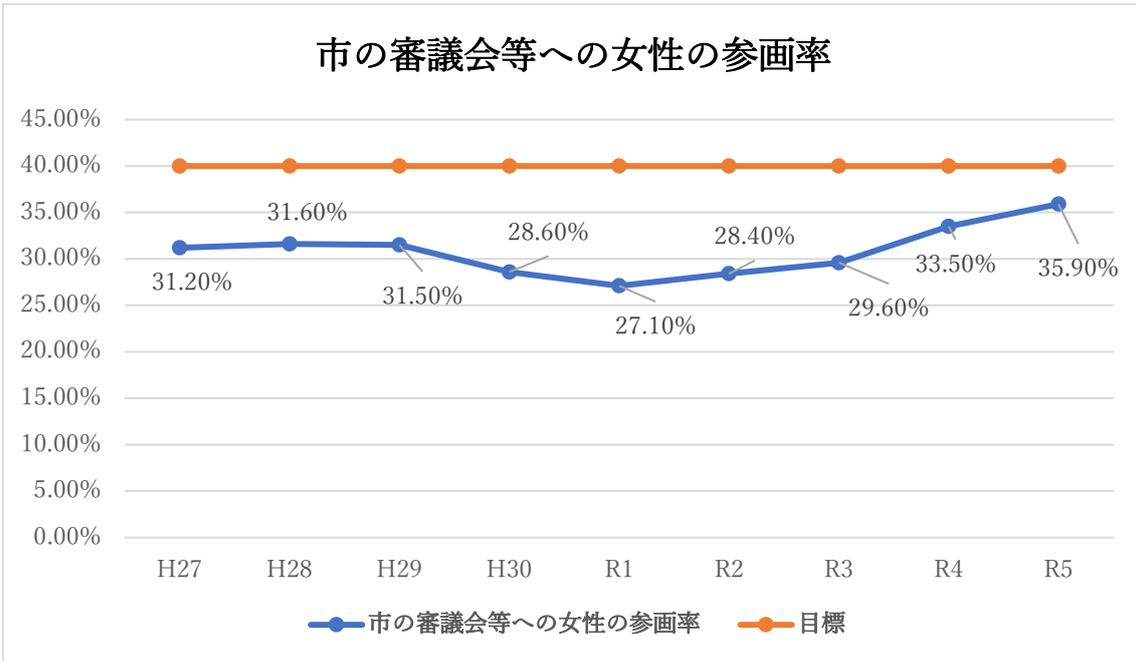
②具体的施策：あらゆる機会をとらえた人権教育の実施		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■広報等を活用した啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の広報紙において、人権推進課からの人権意識啓発用ページ「きずな」を確保した。 ・おおだふれあい会館や男女共同参画センターあすてらす等の各種催し物を、適時広報紙やホームページ等を活用し情報提供に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月広報紙の中に人権に関わるページを確保することで、市民の方に継続して読んでもらえることが出来た。 ●人権に関わる各種催し物を様々な媒体を通じて提供することで、より市民の目に触れることが出来た。 ★両取り組みとも継続し実施していくことで、より市民への意識啓発への効果が期待される。 	政策企画課
<p>■おおだふれあい会館の教養講座受講者を対象とした人権・同和問題研修会の開催</p> <p>■市民を対象とした「人権を考える市民のつどい」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおだふれあい会館教養講座受講者を対象に人権・同和問題研修会を開催（人権を考える市民のつどいと同時開催） ○第1回「なんのため 何でいまさら アイウエオ」（4/17 開催）講師：青木正三さん（参加者 145 名） ○第2回「私からはじめる私たちの多様性社会～「ちがい」と「まちがい」の境界線の上で～」（6/26 開催）講師：三木幸美さん（参加者 120 名） ○第3回「部落差別解消過程の現段階と問題克服への課題～解放令発布 150 年・水平社創立 100 年の地平からの考察～」（8/21 開催）講師：谷元昭信さん（参加者 175 名） ○第4回「それって、昔の病気の話？」～ハンセン病問題は、今の、私たちの話です～（10/23 開催）（参加者 97 名） ○第5回「エンディングノート～あなたの『もしも』の時のために、家族にメッセージを残そう～」（3/11 開催）講師：塩野真弓さん（参加者 253 名） 	<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな角度から人権問題を取り上げ、講演会や研修会を開催。受講者に対し、問題提起や意識の向上を図った。 ★継続的な受講について取り組むとともに、新規受講者の拡大に努める。ニーズに応じた講座内容や、周知方法について検討する。 	人権推進課 おおだふれあい会館
<p>■石見大田公共職業安定所との共催による「公正採用選考推進セミナー」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石見大田公共職業安定所との共催により「公正採用選考推進セミナー」を開催。（8/22） 参加企業：25 社（30 名） 	<ul style="list-style-type: none"> ●セミナーにおいて、さまざまな人権問題について周知を図り、啓発活動を行うことができた。 ★引き続き、啓発活動に取り組み、意識の向上を図る。 	人権推進課 産業企画課
<p>■まちづくりセンター等において人権・同和教育研修会、親学講座等の開催 【再掲】</p>		

※重点目標2 1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の理解促進と定着①と同じ		
③具体的施策：国際的な取組情報の広報【再掲】		
実施状況	効果等(●主な効果・★評価・問題点)	所管課
※重点目標6 2) 高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせる環境整備④と同じ		
④具体的施策：国際交流事業への女性の積極的参加の促進【再掲】		
実施状況	効果等(●主な効果・★評価・問題点)	所管課
※重点目標6 2) 高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせる環境整備⑤と同じ		

2) 広報・啓発活動による意識の形成

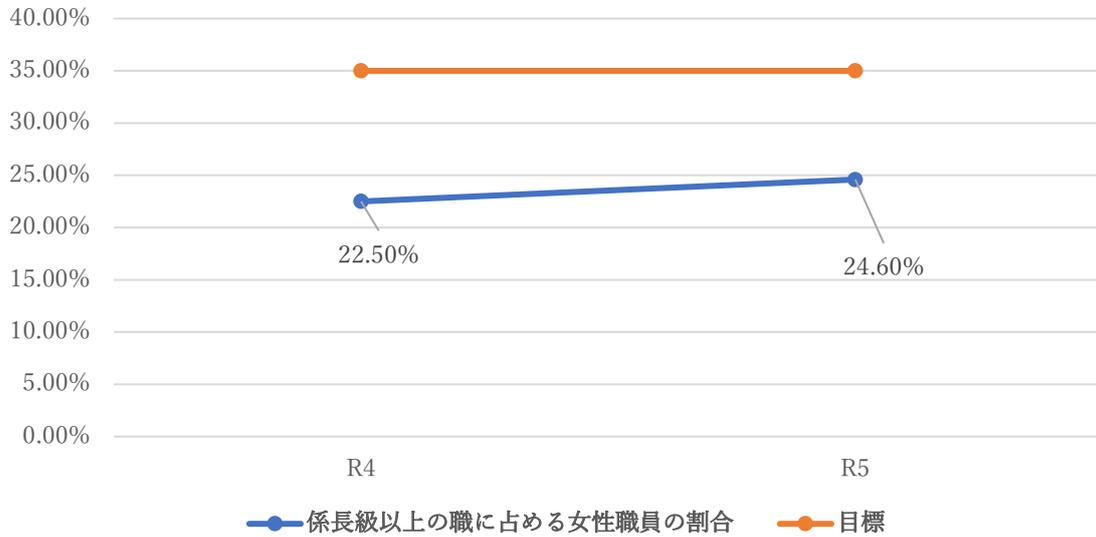
①具体的施策：広報等を活用した意識啓発【再掲】		
実施状況	効果等(●主な効果・★評価・問題点)	所管課
※重点目標8 2) 男女共同参画社会に向けた意識の改革①と同じ		
②具体的施策：市職員の意識啓発【再掲】		
実施状況	効果等(●主な効果・★評価・問題点)	所管課
※重点目標8 2) 男女共同参画社会に向けた意識の改革②と同じ		
③具体的施策：地域における意識啓発【再掲】		
実施状況	効果等(●主な効果・★評価・問題点)	所管課
※重点目標3 2) 地域活動における男女共同参画の推進②と同じ		
④具体的施策：メディアにおける人権尊重のための広報・啓発		
実施状況	効果等(●主な効果・★評価・問題点)	所管課
■「男女共同参画推進週間」における重点的な広報・啓発活動 ・広報紙への関連記事の掲載はなかった。 ・ホームページや広報を活用し、関連するイベント等について情報提供を行った。 男女共同参画サポーターがケーブルテレ	★しまね女性センターの関連イベントがないと広報紙への掲載がない。市独自で啓発記事を作成し、掲載する必要がある。 ●関係機関と連携し、啓発放送や広報等を活用したPR活動を行った。 ★継続的に実施することにより、意識の向	政策企画課 人権推進課

<p>ビで啓発番組作成し放映した。</p>	<p>上を図る。 ★日常生活の身近な問題として捉えてもらえるよう、啓発活動に取り組む。 ★関係機関やサポーターと連携し、さまざまな場面を活用して啓発活動に取り組む。</p>	
<p>⑤具体的施策：公的刊行物における性差別につながらない表現の促進</p>		
<p>実施状況</p>	<p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p>	<p>所管課</p>
<p>■男女共同参画の視点を踏まえた広報・ホームページの作成【再掲】 ※重点目標3 2) 地域活動における男女共同参画の推進 ①と同じ</p>		

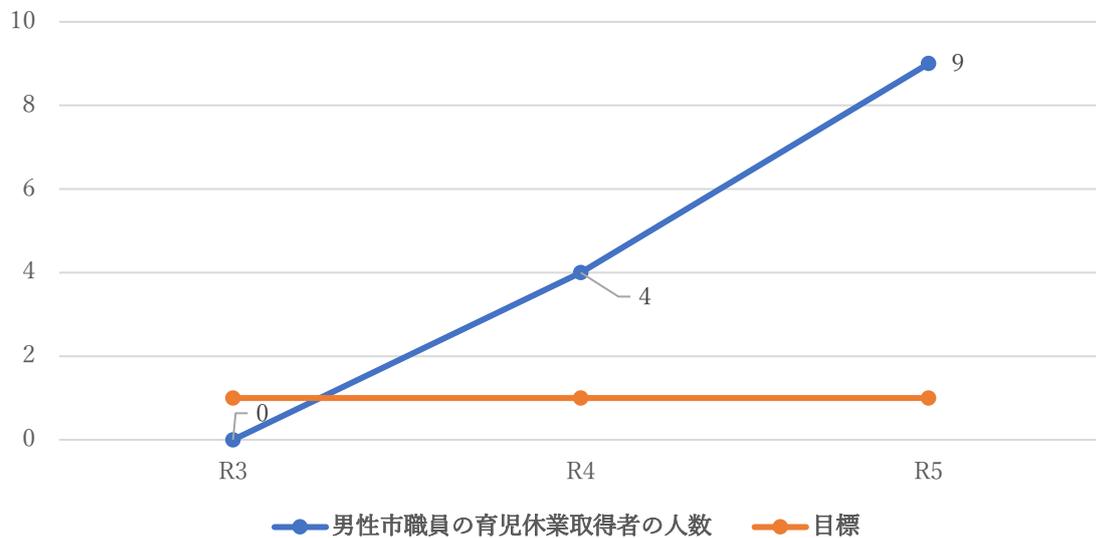


(令和2年4月1日付けで審議会等を見直し、平成31年度分から修正しています。)

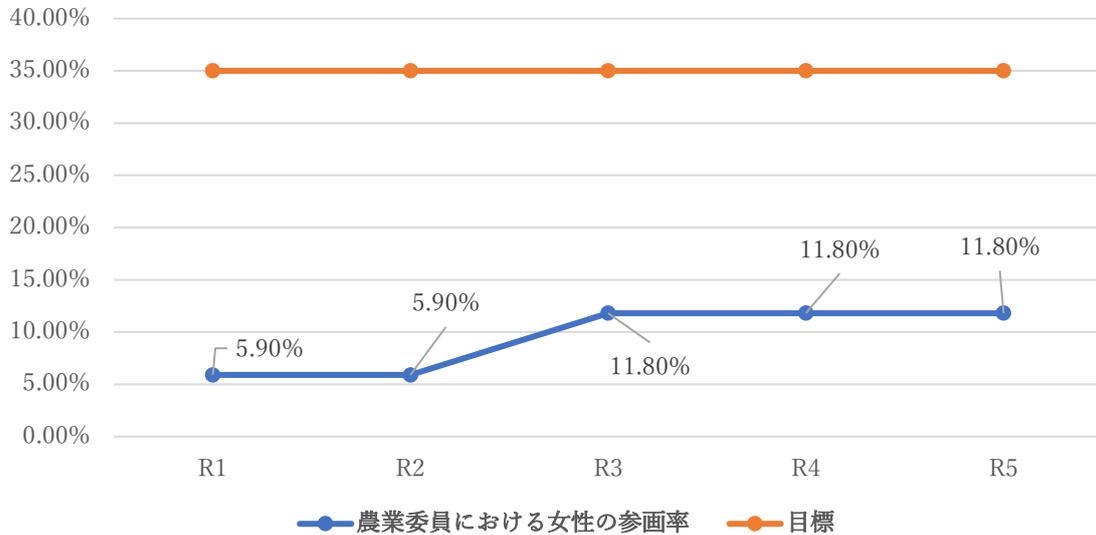
係長級以上の職に占める女性職員の割合



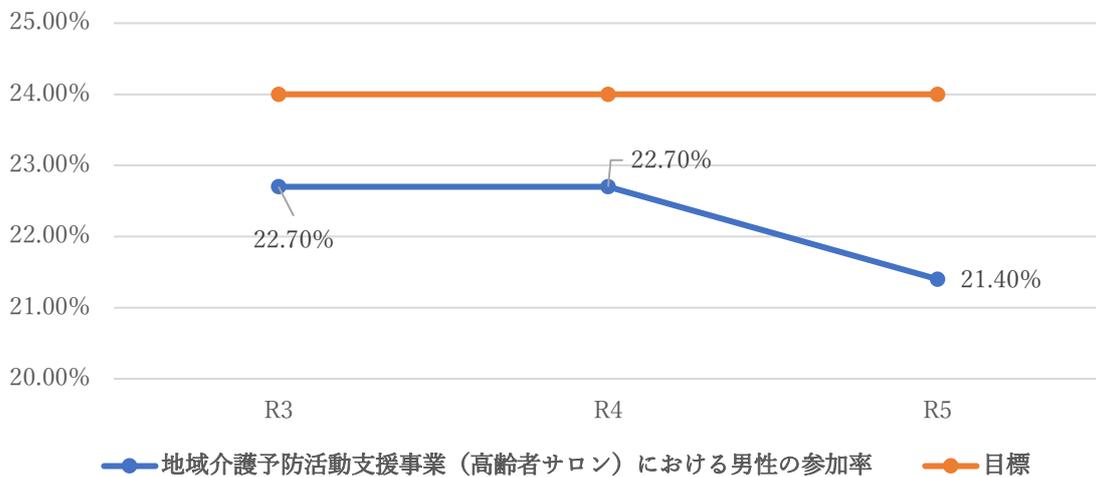
男性市職員の育児休業取得者の人数



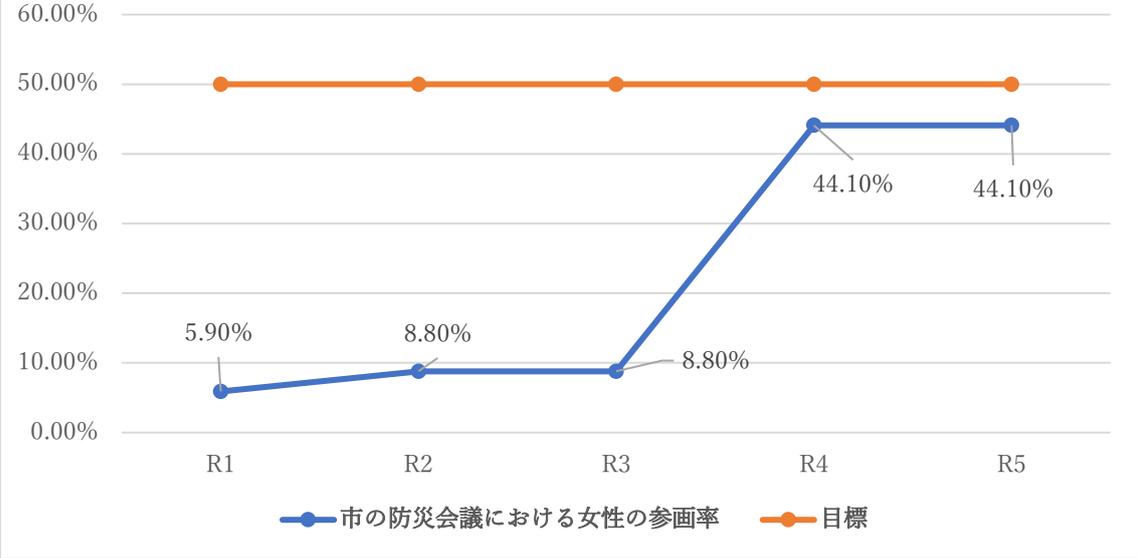
農業委員における女性の参画率



地域介護予防活動支援事業（高齢者サロン）における男性の参加率



市の防災会議における女性の参画率



資 料 編

大田市男女共同参画推進条例

すべての男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等であることは日本国憲法に謳われており、男女平等に向けた様々な取り組みが、国内外において進められてきた。

大田市においても男女共同参画計画を策定するなど、様々な施策を推進してきた。

しかしながら、大田市において性別による固定的な役割分担意識と、またそれらに基づく社会通念、慣習、制度は依然として残っている。こうした状況を踏まえ、すべての男女が互いに尊重し、パートナーと認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が私たちの願いである。

ここに私たちは、男女共同参画を推進し、男女の対等なパートナーシップのもと、すべての男女が自らの存在に誇りが持て、喜びも責任も分かち合える活力ある大田市を築くために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、大田市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、すべての男女が心豊かに、安心して、生き生きと暮らせる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において営利・非営利、個人・法人を問わず事業を営んでいるものをいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な発言や行動のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別によって差別的扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

2 男女共同参画の推進においては、性別による固定的な役割分担意識による社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進においては、男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野の方針の立案及び決定の場へ共に参画する機会が確保されなければならない。

4 男女共同参画の推進においては、男女が相互の協力と社会の支援の下に、仕事と家事、育児及び家族の介護又は地域における活動とを両立して行うことができなければならない。

5 男女共同参画の推進においては、国際社会における取組と密接に関連していることを考慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を重要課題と位置付け、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進のため、政策決定の機会やその他必要な場面において積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念に対する理解を深め、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、労働及び雇用に関連する法律を遵守するとともに、その事業活動において積極的改善措置などを講ずるよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、性による差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる暴力や虐待を行ってはならない。

(男女共同参画の推進に関する情報提供)

第8条 市は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、すべての男女の尊厳が平等に守られるような意識を育む学習の機会の提供に努めるとともに、男女共同参画に対する理解を深めるための情報を収集し、提供するものとする。

(情報の表示に関する留意)

第9条 何人も、情報等の表示において、性別による役割分担又はセクシュアル・ハラスメント等を助長し、連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

第10条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、第15条第1項に規定する大田市男女共同参画推進委員会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 市は、男女共同参画の推進に対する市民及び事業者の理解が深まるよう広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進週間)

第12条 市は、市民及び事業者に広く男女共同参画に対する関心と理解を深める施策を行うとともに、男女共同参画を推進するために男女共同参画推進週間を設ける。

2 男女共同参画推進週間は、毎年6月23日から6月29日までの1週間とする。

3 市は、男女共同参画推進週間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(市民相談等)

第13条 市は、性別に基づく差別、人権の侵害等に関する市民の相談に対する助言指導を行うとともに、関係機関等と連携を図り、解決に努めるものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、基本計画に基づく施策の推進及び実施状況を公表しなければならない。

(男女共同参画推進委員会の設置)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、大田市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更に関して、調査審議し、答申すること。
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について評価を行うこと。
- (3) その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べること。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

大田市男女共同参画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大田市男女共同参画推進条例（平成17年大田市条例第13号）第16条の規定に基づき、大田市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 市内事業者の代表
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募により選考された者

(会長及び副会長)

第3条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第27号の2）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

大田市男女共同参画推進本部設置規程

(設置)

第1条 大田市男女共同参画推進条例（平成17年大田市条例第13号）に基づく、本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大田市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 大田市男女共同参画計画における具体的施策の推進及び大田市男女共同参画計画の変更、見直しに関すること。
- (2) 男女共同参画に関し、関係する部課等の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長をもって充て、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は教育長をもって充て、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、部長（市立病院にあっては、事務部長。議会事務局長及び教育委員会事務局の部長を含む。）及び支所長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係する職員を推進本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(協力体制)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、関係する部課等の所属長に対し、資料の提出又は説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、資料の提出又は説明を求められた所属長は、これに積極的に協力しなければならない。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、総務部人権推進課に置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月30日から施行する。

附 則（平成19年訓令第10号の5）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第7号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

各種審議会等女性の参画状況調べ
地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等女性の登用

（令和5年4月1日現在）

	審議会等名	委員総数 (人)	内女性数 (人)	女性の 割合 (%)	任 期
1	大田市防災会議	34	15	44.1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
2	大田市民生委員推薦会	6	2	33.3	R4. 10. 1～R7. 9. 30
3	大田市国民健康保険運営協議会	21	5	23.8	R4. 11. 1～R7. 10. 31
4	大田市駅前周辺東側土地区画整理審議会	10	2	20.0	R4. 7. 4～R9. 7. 3
5	大田市介護認定審査会	26	16	61.5	R5. 4. 1～R7. 3. 31
6	大田市環境審議会	14	4	28.6	R5. 4. 1～R7. 3. 31
7	社会教育委員会	7	3	42.9	R4. 4. 1～R6. 3. 31
8	大田市スポーツ推進審議会	10	4	40.0	R4. 2. 1～R6. 1. 31
9	大田市立図書館協議会	7	4	57.1	R4. 2. 1～R6. 1. 31
10	大田市文化財保護審議会	7	3	42.9	R4. 2. 1～R6. 1. 31
11	大田市都市計画審議会	16	3	18.8	R5. 2. 1～R7. 1. 31
12	大田市国民保護協議会	34	15	44.1	R4. 4. 1～R6. 3. 31
13	大田市個人情報保護審査会	5	1	20.0	R5. 4. 1～R5. 10. 29
14	大田市情報公開審査会	5	1	20.0	R2. 10. 30～R5. 10. 29
15	大田市行政不服審査会	5	1	20.0	R2. 10. 30～R5. 10. 29
16	大田市人権尊重のまちづくり審議会	20	6	30.0	R5. 3. 1～R7. 2. 28
17	大田市男女共同参画推進委員会	9	6	66.7	R4. 8. 15～R6. 6. 30
18	大田市予防接種健康被害調査委員会	7	0	0.0	R3. 12. 5～R5. 12. 4
19	大田市子ども・子育て支援推進会議	13	6	46.2	R4. 3. 1～R6. 2. 29
20	大田市水道水源保護審議会	8	1	12.5	R5. 4. 1～R7. 3. 31
21	大田市働く女性の家運営委員会	10	3	30.0	R4. 4. 20～R6. 4. 19
22	大田市空家等対策協議会	12	1	8.3	R4. 7. 8～R6. 3. 31
23	大田市いじめ問題対策連絡協議会	14	6	42.9	R4. 8. 1～R6. 7. 31
24	大田市いじめ問題対応専門家会議	6	2	33.3	R3. 3. 1～R6. 2. 29
25	大田市伝統的建造物群保存地区保存審議会	10	2	20.0	R4. 7. 1～R6. 6. 30
26	石見銀山景観保全審議会	12	5	41.7	R4. 4. 1～R6. 3. 31
	合 計	328	117	35.7	

その他目標の対象とする審議会等女性の登用

(令和5年4月1日現在)

	審議会等名	委員総数 (人)	内女性 数(人)	女性の 割合(%)	任期
27	大田市生涯現役いぶし銀が支えるまちづくり推進協議会	15	3	20.0	R3.4.1～R6.3.31
28	大田市老人ホーム入所判定委員会	5	0	0.0	R4.4.1～R6.3.31
29	大田市地域ケア会議	11	5	45.5	R5.4.1～R6.3.31
30	大田市保健対策推進協議会	15	2	13.3	R5.4.1～R7.3.31
31	大田市母子保健推進員会議	29	29	100.0	R5.4.1～R7.3.31
32	大田市要保護児童対策地域協議会代表者会議	19	8	42.1	R4.4.1～R6.3.31
33	大田市要保護児童対策地域協議会庁内会議	11	2	18.2	R4.4.1～R6.3.31
34	大田市要保護児童対策地域協議会実務者会議	22	16	72.7	R4.4.1～R6.3.31
35	大田市生活環境問題連絡協議会	13	4	30.8	R4.4.1～R6.3.31
36	大田市営住宅等入居者選考委員会	5	3	60.0	R4.2.1～R6.1.31
37	大田市立病院運営評価委員会	7	1	14.3	なし
38	大田市立病院初期臨床研修管理委員会	35	2	5.7	R4.4.1～R6.3.31
39	大田市就学支援委員会	13	6	46.2	委嘱日より2年
40	石見銀山遺跡整備検討委員会	9	2	22.2	R3.10.1～R5.9.30
41	おおだ教育魅力化推進会議	14	2	14.3	R4.4.1～R6.3.31
42	大田市公共施設適正化推進委員会	8	4	50.0	R4.11.2～R6.3.31
	合計	231	89	38.5	

地方自治法（第180条の5）に基づく委員会

（令和5年4月1日現在）

	委員会名	委員総数 (人)	内女性数 (人)	女性の 割合 (%)	任期
43	大田市教育委員会	5	2	40.0	委嘱日より4年
44	大田市選挙管理委員会	4	2	50.0	R3. 12. 16～R7. 12. 15
45	大田市公平委員会	3	1	33.3	委嘱日より4年
46	大田市監査委員	2	0	0.0	委嘱日より4年
47	大田市農業委員会	17	2	11.8	R3. 2. 1～R6. 1. 31
48	大田市固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	R2. 11. 30～R5. 11. 29
	合計	34	7	20.6	

基本理念

全ての人々が互いに尊重しあい、パートナーとして認め合い、あらゆる分野に積極的に参画し、能力を発揮できる社会の実現を目指します

5、施策の体系



男女共同参画社会を実現するため、全市的な広がりをもってあらゆる分野で推進していきます。